

# 文化政策論・序説

岩崎正彌

## 梗概：

この国のあるべき姿の再興と実現にむけて、文徳・武徳をもって、国民を教化していく方針・方策としての文化政策を展望する。

我が国は、神国として創られ、神武の建国より、護国仏教の律令国家として発展・成熟し、近代においては和魂洋才を旨とした立憲君主国家へと、国際情勢の節目ごとに現実的な対応をしながら、国家としての独立を保ち、繁栄・発展をしてきた。大戦後には、奇跡の経済復興を果たすも、その文化および文化政策においては課題を残しつつ今日に至っているように思われる。

そこで、文化および文化政策の意義を改めて概括し、我が国のこれまでの文化および文化政策を吟味し、国体および皇国の道義の彌栄を願って、今後のあるべき文化および文化政策を講じる授業「文化政策論」の骨子をここにまとめる。

## 序：

平成22年（2010）の本学部の開講に伴い、3年生後期（第6セメスター）に配当された講義授業「文化政策論」（専門科目：発展科目（選択））を、私が担当させていただいて、平成24年（2012）度から今年度（平成27年（2015）度）まで、数えて4年となる。この間、創意工夫をし、改善推敲をして、洗練に努めてきたこの講義の内容の骨子を、この度この「序説」としてまとめさせていただくこととした。

## 第1章：皇国の文化政策 <第01講>

### 第1節. 文化政策とは

この授業「文化政策論」の目的は、冒頭に挙げたとおり、「この国のあるべき姿の再興と実現にむけて、文徳・武徳をもって、国民を教化していく方針・方策としての文化政策を展望する」ことである。

そこで最初に、まず文化政策とは何かについて考えてみる必要がある。そのためには文化とは何か、政策とは何かを考え、その上で、文化政策とはいったい何のために、どのようにあるべきかを、考える必要がある。

#### 1) 文化

まず、文化とは何か。辞書を紐解けば、「③人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。↔ 自然。」とある(註. 1-1-1)。私たちが今日において使っている文化という言葉の意味は、このように私たちを取り巻く様々な生活形式と内容との全体を指すものである。また、「②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化。」とあるように、文化と文明とは互いに深く連携していることが窺える。

さて、文化にはもう一つの、あるいはより根源的な、ともいうべき元々の意味、すなわち「①文徳で民を教化すること」という意味がある(註. 1-1-2)。ここで、私は敢えて、この①の意味に注目して、文化政策を再定義していきたいと存ずる。

ここに出てくる文徳(ぶんとく)とは「学問によって教化し、人を心服させる徳」という(註. 1-1-3)。では徳(とく)とは何であるか。徳とは「①道をさとした立派な行為。善い行いをする性格。身に付いた品性。道徳・徳性・人徳・美徳。②人を感化する人格の力。めぐみ。神仏の加護。」である(註. 1-1-4)。また、文(ぶん)とは、ここでは「⑥武に対して、学問、学芸、文学、芸術など」を指すと思われる(註. 1-1-5)。

また、ここで登場する教化（きょうか）とは「①教え導いて善に進ませること。民衆を——する。②〔仏〕→きょうけ」とあり、その仏教語としての教化（きょうけ・きょうげ）とは「①衆生（しゅじょう）を仏道へと教え導くこと。②法要に際して歌う仏教歌謡」とある（註. 1-1-6）。また、「善に進ませること」との善（ぜん）とは「正しいこと。道徳にかなったこと。よいこと。」である（註. 1-1-7）。

なお、私たち日本人にとっては、文徳といえば武徳という言葉が想起される。文武とは「文学と武道」を指し（註. 1-1-8）、また文官と武官の意でもあり、文武両道はかつては文武二道と云い、文武は一徳であると説かれ、これが我が国の美風であるとされた（註. 1-1-9）。現代においても文武両道は望ましい日本人の姿とされている。

この武徳とは、「武道または武事の徳義」とある（註. 1-1-10）。そもそも「武」とは「①雄々しいこと。強いこと。武勇・武威。②戦いの力。戦いの術。軍事。」を云うのであるゆえ（註. 1-1-11）、武徳とは武威をもって正義を保つ為の道である。武徳なくして内外ともに国は治まり難い。

我が国は建国以来「武の国」であった。初代天皇に「神武（じんむ）」の名を戴くとおり、武士（もののふ）の国であった。我が国における武徳はすべからず神から帝（みかど）を通じて下賜されたものであり、征夷大將軍とは朝廷から武門の棟梁に授けられた官職であった（註. 1-1-12）。そこで、敢えてここに、我が国における文化および文化政策の意味を問う中に、文徳とともに武徳をも加えさせていただくこととする。

以上が、文化の本質であるとするならば、我が国における文化とは「文徳および武徳によって人々を善導し救済すること」を意味するのである。本来は文化とは、決して、現代の風潮のように、人々の営みの成り行きの結果の姿を指している言葉ではない。極めて主体的で能動的であり、教育的で道義的な使命をもった、尊い行いを指す言葉である。

## 2) 政策

次に政策という言葉について考察をする。

政策（せいさく）とは「①政治の方策。政略。②政府・政党などの方策ない

し施政の方針。外交——.]とある(註. 1-1-13)。また、政(せい)とは「①国を治めること。まつりごと。②物事を整えおさめること。」とあり(註. 1-1-14)、策(さく)とは「①むち。つえ。②文字を記した竹札。③くじ。⑤はかりごと。「策略・政策」.]とある(註. 1-1-15)。

ところで、政(せい)とは大和言葉においては「まつりごと」であり、「まつりごと」とは「①祭祀権者が祭祀を行うこと。祭祀。②主権者が領土・人民を統治すること。政治」とある(註. 1-1-16)。我が国においては、まつりごと(政)とは、神仏への祭祀であり、その祭祀権者が神仏の心を体して、統治者として、領民を治めることであった。我が国は、神代以来の二千六百余年以上の歴史を有し、最高祭祀者たる天皇のもとに統治が行われてきた国体を有する国である。江戸期の国学者の本居宣長(1730~1801)が讃えたように「天つ神(あまつかみ)の御心(みこころ)を大御心(おほみごころ)として、神代も今も隔てなく、神(かむ)ながら安国(やすくに)と、平(たひ)らけく治(し)ろしめける大御国(おほみくに)(天の神のお気持ちを神聖な[天皇ご自身の]お心として、神代も現代も差がなく、神でいらっしゃるままに、安穩な国として平穩にご統治なさった尊敬するお国)」と謳われた国である(註. 1-1-17)。

こうして見ると、我が国における政策とは、「この国を創られた大和の神々の御心に適った、この国をより善い平穩な国とする方策」であらねばならない。決して外つ国(とつくに)のみを手本とした、架空の国を目指すものであってはならず、決して人々の利便性や快樂安逸への要望によってのみ左右された手立てであってはならない。

なお、政策とは「政治の方策」であるのだから、狭義においては統治者・施政者、現代でいえば、政府および地方公共団体等が行うものであろうが、広義には、「あまねく世の中を善くしていくための様々な人々による様々な方策」と捉えるべき、と私は考える。その理由は、1)文化はひとり施政者の命令によって果たされるのではなく、国民の同意と理解、協力と実践によって結実し享受されるものであり、また、2)これまでも、特に現代においては尚更に、施政者の統治そのものが、主権者と位置づけされている国民の選択と支持、付託によって構成されるのであるからである。さらには、3)もし、すべての政策

を公共事業によるもののみとみなすならば、その施行には莫大な予算と制度設計や補助金配分、監理監督とそれに関わる大きな組織と権限が発生しかねないが、多くの民間の人々の善意によって多くの手立てがなされるならば、公共予算は大幅に軽減され、政府への依存も軽減し、しかも現場に対処された細やかな、心のかよった実施が望まれる。すなわち、4) 民間に命令をする政策より、民間の人々の篤志を奨励する政策こそ上策といえよう。5) 事実、これまでも各時代において、ただ今も全国各地の各現場において、志高いひとびとによる熱意ある善き取り組みによって、他の多くの人々にその影響が与えられ、地域を変え、社会を変え、国を動かしつつ、社会が善き世の中に導かれているのであるからである。

以上の理由から、この論においては、官・民を問わず、団体・個人を超えて、善き社会づくり、善き国づくりがどのように志され、そしてどのように創造されたか、その結果を生んだ経緯に関わる方策を広く「政策」ととらえて探究していきたい。

### 3) 皇国の文化政策

以上、文化および文化政策について考察してきた。これを統合して考えるならば、すなわち、我が国のあるべき文化政策とは、「我が国の国体（こくたい）、国柄（くにがら）、歴史に即した、神仏の願いに沿って、人々を善導し、魂を救済するための方策」でなければならない。大東亜戦争までの我が国の文化政策もそのためのものであった。ゆえに、戦後の占領政策で連合軍総司令部（GHQ）は、この我が国の従来の文化政策の分断と消滅を画策し、我が国の弱体化を目指した。これについては後に第2章 第11節、「占領軍下の文化政策」で述べる。

戦後70年を経て、いまだになお、教育界においても、「敗戦のコンプレックス」「自虐史観」というべき呪縛にさいなまれているように見受けられる。「皇国の道義を講ずる」ために創設され、主権の回復とともに再興された本学における授業「文化政策論」は、まさに本来の皇国の道義を復興するための授業「文化政策論」でなければならない。

そこで、この授業「文化政策論」における文化政策とは「この国のあるべき

姿の再興・実現にむけて、文徳・武徳をもって、国民を教化していく方針・方策としての文化政策」と定義した次第である。そして受講者諸君におかれては、将来において各界（それは、国家公務員、地方公務員としてだけでなく、教育界、財界をはじめ、あらゆる組織、あらゆる家庭）において、それぞれに与えられた役割の中で、これを吟味・工夫・実践していただき、我が国のあるべき文化の再興を果たしていただきたい、と願う次第である。それが、この授業の真の目的である。

## 第2節. 神話＝神代の物語 の共有

このような考察と定義において、次章からは「日本のこれまでの文化政策」をふりかえっていきにあたって、まず日本の神話を学ぶことをお薦めいたしたい。これについては、竹田恒泰著『現代語 古事記』の「序にかえて——今、なぜ『古事記』なのか」に、次のように述べられている内容が大いに参考とせらるう<sup>(註. 1-2-1)</sup>。

「では、今なぜ『古事記』なのか。その答えは、二十世紀を代表する歴史学者であるアーノルド・J・トインビー（1889～1975）の遺した次の言葉に端的に現れている。

『十二、十三歳くらいまでに民族の神話を学ばなかった民族は、例外なく滅んでいる』

この言葉は、民族の神話を学ぶことが民族存立の要件であることを示唆するもので、現在の日本人が日本神話を学んでいないことが、どれだけ大きな問題を孕んでいるかを教えてくれる。

かつて我が国が連合国の占領下にあった時「歴史的事実ではない」「創作された物語に過ぎない」「科学的でない」などの理由で、『古事記』『日本書紀』は「学ぶに値しないもの」とされた。それだけではない。それらは、日本が軍国主義に向かった元凶とされ、さも有害図書であるかのような扱いさえ受けてきた。（中略）日本人であれば、好き嫌いの前に、日本神話に何が書かれているかは、知っておかなければならない。（中略）「史実ではない」「科学的ではない」などという理由で、神話や聖典を学ばなくてよい

ということにはならないのである。(中略)

『古事記』は天皇の命により国家が編纂した公的な歴史書であり、決して個人が趣味で書き上げた歴史小説などではない。『古事記』には、政府見解が書かれていると考えて欲しい。そして、歴代の政府がこれを否定したことはない。(中略)

『古事記』の目的は、天皇の根拠を明らかにし、それを子子孫孫に伝えることである。『古事記』を読むことは、天皇の由来を知ることであり、それはすなわち、日本とは何か、そして日本人とは何かを知ることである。(中略)

先述のトインビーの言葉にあるように、日本人が日本神話を学ばなくなったら、日本民族は必ず滅亡する運命にある。私は日本を残すには、教育を変えるしかなく、その教育の中心には『古事記』がなくてははいけないと確信している。また近年は多くの人が日本人としての誇りを再発見しようとしているのもまた確かだ。日本のことを知ろうとしたら『古事記』を読むのが一番よいと思う。本書を『古事記』の入門書として役立ててもらえたら幸いである。」

この中で、私が最も共感し深く学んだことは、「日本人であるならば、『古事記』に書かれている内容を、作り話ではなく真実である、と受け止めて学ぶべきである。」ということである。それは、まず1)『古事記』『日本書紀』が、当時の政府＝朝廷のもとで編纂・発表された公式な歴史書、すなわち国史であったこと。また、2)以後、ごく近年まで真実として広く国民に共有されてきた物語であること。そして、3)この神々の物語を真実として信じることが、日本の国と国民の尊さと誇りの源泉、日本の神道的精神の源泉となってきたからである。すなわち、我が国の国体の精神的な要(かなめ)が、多くの国民がこの日本の神々の物語を、特に天孫降臨・神武東征を、真実として受け入れることであった。

松浦光修は著書『日本は天皇の祈りに守られている』の中で、次のように語っている。(註. 1-2-2)

「『古事記』や『日本書紀』に残されている「神代の物語」を、江戸時代

の学者たちは「神代巻」と呼んでいました。ところが、そういう言い方は、いつのまには消えてしまい、今では学会も世間一般でも、それらのことを「神話」と呼ぶようになっていきます。神道の世界にいる方々でさえ、そう言ってはばからない方がいますので、何も目くじらを立てる必要はないのかもしれませんが。しかし、私は近ごろ、「神話」という言葉に対して、かなり違和感を覚えるようになっていきます。（中略）私自身、「神話」という言葉を、子供のころから最近まで、しばしば使ってきた者です。今後も、わかりやすくものを言うためには、やむをえず使うこともあるでしょう。しかし、私は本書にかぎっては、ひとつの問題提起として、『古事記』や『日本書紀』などに書かれている神々の物語を「神話」と書かず、そのかわりに「神代の物語」と書こうと思います。」

このように、『古事記』『日本書紀・神代巻』に表されている日本の神話を、作り話としてではなく、「神々の時代の物語」として、日本の正しい歴史として、読み、学び、理解し、共有し、語り合うことが、日本人としての大切な態度であると考ええる。

### 第3節. 国体の護持と、国民の善導

もう一つ、改めて強調しておきたいことは、日本の文化政策を考えるにあたって、それは何の為にあるべきか、という事である。それは、我が国の国体（こくたい）、国柄（くにがら）、歴史に即したものであり、神仏の願いに沿って、人々を善導し、魂を救済するための方策でなければならない。

それは、第一は、日本の国体護持の為にあるべきである、と私は考える。国体とは何か。それはこの国の形、すなわち神代より続く万世一系の天皇を元首として仰ぎ、君・臣・民が一家のように、ひとつの家族のように、尊敬（そんけい）し合い、睦（むつ）み合い、慈（いつく）しみ合って、生きていく形である。それは、第二に、人々を善導する為にあるべきである、と私は考える。神仏の心を心とし、この国に生まれたことを喜び、世界の平穩を祈りながら生き、世界の調和と繁栄のために貢献してゆく姿である。

この二つの事を特に強調し、念を押して文化政策を進めてゆかなければなら

ない。もし現状のように、時代の流れるままに文化の変化を任せているならば、この肝腎のところは希薄となり、溶解し、どこか別の国の姿になってしまいうであろうことを、私は危惧する。事実、大戦の敗戦によってGHQが仕掛けた自虐史観や弱体化などの政策は、今なお我が国の文化を蝕みつけている。アニメやゲームなどの隆盛も、世界に日本を誤解させる懸念も禁じ得ない。

永遠の繁栄（＝彌栄（いやさか））が目指されている日本が、真に世界の永遠の調和と繁栄を牽引してゆくためには、まずは我が国の文化政策は我が国の国体の護持と、国民の善導とを、その目的に掲げていくべきと存ずる次第である。

## 第2章 日本のこれまでの文化政策

以下に、我が国の各時代における特筆すべき文化政策を挙げて論じる。なお、授業では各節に一回を充てて詳しく論じている。本稿では紙面の都合の上から、各節を圧縮して要点のみ短く述べる。

### 第1節. 飛鳥期の文化政策 <第02講>

聖徳太子の文化政策が、神武の建国以来のこの国の形づくりの方向性と基礎を造ったと言えるのではないかと思われる。その基本は神仏への崇敬であり、仏教興隆を謳いつつ(註. 2-1-1)、神道の大切さも説いた(註. 2-1-2)。冠位十二階の制定では、氏姓制の中で、人物本位、才能・能力・徳力をもって官吏を任官していくことを打ち出した(註. 2-1-3)。外交においては、朝貢・冊封の態度を改め、独立国としての気概を示した(註. 2-1-4)。国家としての正史『国記』『天皇記』の編纂に着手した(註. 2-1-5)。これらの業績の中でも十七条憲法は優れた日本国家の文化政策の指針であり、臣民への訓教書であった(註. 2-1-6)。

第一条 和以為尊。第二条 篤敬三寶。第三条 承詔必謹。第四条 以礼為本。

これらの各条を、今日の私たちも深く学ぶべきであろう。

## 第2節. 白鳳期の文化政策 <第03講>

聖徳太子の精神を受け継ぎ、国家の骨格を構成していった白鳳期(註. 2-2-1)の文化政策は、特に天武天皇と持統天皇によって推し進められた。国号を倭(やまと)から「日本」と改め(註. 2-2-2)、元首を「天皇」と定め(註. 2-2-3)、皇祖神である天照大御神への祭祀を神宮式年遷宮として整え(註. 2-2-4)、藤原京に政庁を築いて恒久的な帝都とすることを目指した(註. 2-2-5)、律令の制定に努め(註. 2-2-6)、国史の編纂を進めた(註. 2-2-7)、官僚教育機関として大学寮(註. 2-2-8)、地方官吏養成機関として「国学」を設置(註. 2-2-9)、柿本人麻呂や額田王など、いわゆる「万葉歌人」が多く輩出されて、後世に私撰和歌集「萬葉集」が編纂された(註. 2-2-10)、初唐の影響を受けつつ、明るく清新な日本の固有の精神を目指した、後世に「白鳳文化」と呼ばれる文化の華が咲いた(註. 2-2-11)。

## 第3節. 天平期の文化政策 <第04講>

藤原京に続いて、平城京に都のあった時代、特に聖武天皇の御代を中心とする時代である。この天平期(註. 2-3-1)の文化政策は、聖武天皇による、全国への国分寺・国分尼寺の建立(註. 2-3-2)、大仏建立(註. 2-3-3)を中心になされた。大仏とは盧舎那仏であり、それは華嚴経の本尊、仏国土を普く照らす宇宙的な仏である(註. 2-3-4)。即ち、仏教の力によってこの国を鎮めようとする護国仏教を推し進めた。その詔にあるように、聖武天皇はこの大仏建立に関わることの功德を広く国民と分かち合いたいと願われ、その勸進僧に行基を抜擢した(註. 2-3-5)、開眼供養の仏具および聖武天皇の御物は、東大寺正倉院に納められて、勅封をもって保存され、今日に伝えられている(註. 2-3-6)。

唐の高僧・鑑真が苦難の末に日本に招聘され、東大寺に戒壇を設け、聖武上皇・光明皇后以下に戒を授けられた(註. 2-3-7)。後に戒律道場として唐招提寺が下賜された(註. 2-3-8)。

光明皇后は困窮した人々の救済のため悲田院(註. 2-3-9)、施薬院(註. 2-3-10)の事業に心を砕かれた。聖徳太子の難波宮の四天王寺に設けられたという施薬院から続く、皇室の施薬救療・慈恵濟世の伝統の姿の一端がここに示されている。また皇后は太子への信仰も篤く、法隆寺の東院伽藍の再建にも尽力された(註. 2-3-11)。

#### 第4節. 平安期の文化政策 <第05講>

桓武天皇により、旧仏教寺院は南都に残されたまま、都は平安京(註. 2-4-1)へ遷都され、政治および文化の再生が図られる。新たに天台宗・真言宗の二つの密教が招来されて新しい教えとして多くの人々が帰依し(註. 2-4-2)、これまでの神道と仏教との習合も一段と深まってゆく(註. 2-4-3)。平安期の初期には唐の影響を受けていた習俗も、遣唐使が廃止されたころから(註. 2-4-4)、我が国独自の文化「国風文化」が成熟していく(註. 2-4-5)。仮名文字の使い手であった宮廷女性たちによって優れた「仮名文学」が著され(註. 2-4-6)、和歌(やまとうた)が美意識と教養の中核として隆盛し、勅選和歌集が選定されていくに至って(註. 2-4-7)、朝廷を中心とした優雅なる王朝文化がここに成熟する。

やがて律令制による地方統治は少しづつ綻んでいき、東国を中心に武家の抬頭を許すこととなる。末法思想を背景として(註. 2-4-8)阿弥陀仏信仰も盛んとなる中(註. 2-4-9)、摂関政治を牽制しようとした院政権は(註. 2-4-10)、武家の抬頭を招き、平家一門の武断的独裁政権から、源頼朝による内乱平定と、新しい秩序の構築へと向かっていく(註. 2-4-11)。

#### 第5節. 鎌倉期の文化政策 <第06講>

源氏の棟梁である源頼朝が朝廷より征夷大将軍の役職を授かり、鎌倉に幕府を開く(註. 2-5-1)。諸国の治安は、幕府が任命した守護・地頭によってなされ、武家の立場が安定したが、しかし依然として国の政治は都の天皇および朝廷によってなされていた(註. 2-5-2)。頼朝は、新しい武家政治の質実剛健な規範を示し、神仏を敬い、八幡宮を勧進し(註. 2-5-3)、南都東大寺の復興に努めつつ(註. 2-5-4)、京に六波羅探題を置いて朝廷を牽制した(註. 2-5-5)。承久の変を経て(註. 2-5-6)、三代執権の北条泰時は「御成敗式目」を發布し(註. 2-5-7)、諸国の武家に対して実質的に国の統治を朝廷より預かっている自覚をもったの規律を求めた。

法然によって説かれた念仏往生は親鸞に引き継がれ(註. 2-5-8)、多くの民衆の帰依を得た、また栄西および道元により禅宗が紹介されて(註. 2-5-9)、これも武家の気質に適応し、貴賤を問わず信仰を集めた。日蓮は法華経を掲げて我が国の眼目となることを請願し(註. 2-5-10)、元寇を警告した。その後の二度にわたる元寇の

侵略を武者たちが筑紫において神風と共にくい止めたことは、鎌倉幕府による武家政権の最大の勲功であった(註. 2-5-11)。

平家物語など、武家のあっぱれな、あわれな、軍記物語が琵琶法師によって語られ(註. 2-5-12)、和歌の幽玄は新古今和歌集に結実し(註. 2-5-13)、人々の無常観は随筆「方丈記」「徒然草」等に著された(註. 2-5-14)。

## 第6節. 室町期の文化政策 <第07講>

建武の新政に続く、南北朝の内乱を経つつ(註. 2-6-1)、京に新たな武家政権たる足利幕府が置かれた(註. 2-6-2)。三代將軍の義満に至って南北の両朝は和睦し合一した(註. 2-6-3)。派手な行いのバサラ大名たちと公家衆による香寄合や茶寄合などが盛んに興じられた(註. 2-6-4)。また観阿弥・世阿弥親子の京・今熊野での猿楽が將軍の目にとまり、その後の能の発展につながっていく(註. 2-6-5)。北山第(後の金閣寺)に後小松天皇の行幸を仰ぎ、新旧の遊びでもてなしている(註. 2-6-6)。美術顧問役の同朋衆(どうほうしゅう)たちが庭・書画・座敷飾・茶・花・香などの演出で活躍し(註. 2-6-7)、その後の諸芸道の宗匠の嚆矢となる。八代將軍の義政の折に応仁の乱が勃発(註. 2-6-8)、京の町は灰燼に帰した。公家や連歌師たちなどは各地方の守護大名を頼って地方に疎開し、それが各地への京文化の伝播につながった(註. 2-6-9)。枯淡冷厳を好む「寂び(さび)」の美意識(註. 2-6-10)は、義政の東山第(後の銀閣寺)にちなんで東山文化(註. 2-6-11)と呼ばれる文化に色濃く浸透し、やがて珠光(しゅこう)による茶之湯(= 侘び茶)を生んでいく(註. 2-6-12)。さらなる幕府の衰退により、世は守護大名による群雄割拠、その家臣たちによる下剋上など、戦国期の様相を呈し、天下の再統一が待望されていく。

## 第7節. 安土桃山期の文化政策 <第08講>

世界は大航海時代を迎え(註. 2-7-1)、南蛮との貿易が興り、鉄砲はそれまでの戦を変えていった(註. 2-7-2)。

尾張の戦国大名・織田信長は十五代將軍の義昭を立てて京に上り(註. 2-7-3)、いち早く朝廷を実質的に守護する立場を得た。信長はイエズス会の宣教師に布教を許し(註. 2-7-4)、先進技術を取り入れ、新時代を画し、自治都市・堺を押さ

え(註. 2-7-5)、武田の騎馬軍を破り(註. 2-7-6)、比叡山の僧兵軍および各地の一向衆とも戦った(註. 2-7-7)。近江国に安土城を築いて(註. 2-7-8)、楽市楽座政策を实践(註. 2-7-9)、関所を排して商業を奨励し、天下統一を目指した。

信長は当時に流行していた茶の湯(ちやのゆ)を政治的社交に取り入れ、京・堺の町衆に「名物狩り」を行い、蒐集した名物茶器の一部は戦功のあった武将に与えた(註. 2-7-10)。また千利休(りきゅう)を茶頭とし、茶会の接待役を務めさせた。

信長の天下統一の夢を引き継いだ羽柴秀吉は、明智光秀、柴田勝家を討ち(註. 2-7-11)、四国・九州・関東・奥州を収めていく(註. 2-7-12)。秀吉は関白太政大臣の位を得て、京の聚楽第に後陽成天皇の行幸を迎える(註. 2-7-13)。茶頭の千利休を継承し(註. 2-7-14)、茶の湯を政道に生かし、北野大茶会を企画(註. 2-7-15)。唐を目指して朝鮮に出兵するも、後に撤兵(註. 2-7-16)。また後には国益保全のため、バテレン追放政策をとる(註. 2-7-17)。

各地の戦国大名たちは領国の治政に心を砕き、公正な政治を心がけ、武士には文武を奨励して、領民の信を得ることが競われ、家憲・家法や分国法を制定した大名もいた(註. 2-7-18)。桃山文化には豪放で華麗な美が登場し、泰平の出現によってかぶき踊りや三味線音楽など、多様で奔放な気分が溢れていった(註. 2-7-19)。

## 第8節. 徳川初期の文化政策 <第09講>

徳川家康は、秀吉の没後に五大老の筆頭として天下の統一を実力で継承し、関ヶ原合戦の後には、朝廷より武門の棟梁に与えられる征夷大將軍を任じられ、江戸に幕府を開いた(註. 2-8-1)。大坂城の陣によって豊臣家を滅ぼして、天下を平定。武家諸法度(註. 2-8-2)、禁中並びに公家諸法度(註. 2-8-3)、諸宗本山本寺諸法度(註. 2-8-4)を發布して、治世の規範を示した。

家康は学問を愛し、藤原惺窩や林羅山ら儒学者の講義を聞き(註. 2-8-5)、古典籍を蒐集させて江戸城に紅葉山文庫を築いた(註. 2-8-6)。政策顧問として僧侶の天海・以心崇伝を重用し、寺社や朝廷との交渉や外交政策に参画させた(註. 2-8-7)。自らは死後は東照宮として祀らせ(註. 2-8-8)、二百数十年の太平を拓いた。

泰平の世となり、徳川幕府の文化政策が行きわたるようになっていった。学

問が奨励され、幕府のものと昌平黌をはじめ<sup>(註. 2-8-9)</sup>、各藩には藩校<sup>(註. 2-8-10)</sup>、町から村には寺子屋<sup>(註. 2-8-11)</sup>、徳高い学者のもとには私塾など<sup>(註. 2-8-12)</sup>、各界での学問および(茶・花・香・能・連歌・俳諧・川柳・邦楽・武道などの)諸芸道が家元制度を興しつつ隆盛を極めていった。

### 第9節. 徳川中期の文化政策 <第10講>

徳川幕府の八代将軍に紀州徳川家藩主の吉宗が就き<sup>(註. 2-9-1)</sup>、幕政機構改革、法制整備、殖産奨励、武芸奨励など、後に享保の改革と呼ばれる一連の改革を着手する<sup>(註. 2-9-2)</sup>。

武士たちは、戦の無い城勤めの泰平の世にあって、一層に「常に死を覚悟」する武士道の探究を深めていった<sup>(註. 2-9-3)</sup>。そしてこの武士道精神は武士のみならず広く一般庶民にも影響を与えていった<sup>(註. 2-9-4)</sup>。

京の市井の人、石田梅岩の興した心学(しんがく)は、庶民にあるべき生活規範を判り易く説き 特に商人たちに誇りと勇気を与えた<sup>(註. 2-9-5)</sup>。

儒学においては、秩序を重んじる朱子学から、実際の行動を問う陽明学が盛んとなり、より現実的な社会の改善を志向した。また、古典籍から日本の文化の基盤を探究する古学、すなわち後の国学は、神学・有職・記録・歌学、文法学などと展開しつつ、神国日本の道義を求めていった<sup>(註. 2-9-6)</sup>。水戸光圀が編纂を開始した『大日本史』や頼山陽の著した『日本外史』などの史書とともに<sup>(註. 2-9-7)</sup>、これら日本の歴史・古典・思想の蓄積が、幕末の黒船来航以降の尊王攘夷運動の基盤となった<sup>(註. 2-9-8)</sup>。

### 第10節. 明治維新の文化政策 <第11講>

欧米列強のアジア侵略の波は、極東の日本にも押し寄せられてくるに及んで、我が国は独立存亡の危機に直面する。志士たちの決死の努力により、徳川から朝廷への大政奉還がなされ、明治維新が果たされた。慶応4年(明治元年)(1868)3月14日に明治天皇が天地神明に誓われた五箇条の御誓文をもって、その後の国の行くべき道筋が示された<sup>(註. 2-10-1)</sup>。明治天皇は東国への巡幸に際して歴代天皇としては初めて伊勢神宮を御参拝された<sup>(註. 2-10-2)</sup>。明治政府は、日本

の独立を維持するために、和魂洋才を合言葉として、洋式文化の導入を進めながら社会の近代化への改革を試みていった(註. 2-10-3)。明治5年(1872)に学制が制定された(註. 2-10-4)。

また、新しく編成された国軍には「軍人勅諭」が下賜された(註. 2-10-5)。同年には皇学館大学が設立された(註. 2-10-6)。また、新しい時代の教育の基本方針を示す「教育勅語」が渙発された(註. 2-10-7)。そして立憲君主国として大日本帝国憲法が制定・公布された(註. 2-10-8)。

明治天皇は折々に多くの御製(ぎょせい)(天皇の作られた和歌)を詠われ、国を思い世界の陛下を願われた大御心をあらわされて、国民を導かれた(註. 2-10-9)。

### 第11節. 占領軍下の文化政策 <第12講>

大東亜戦争の終戦においては、昭和天皇が国民に告げる終戦の詔勅が、昭和20年(1945)8月15日正午にラジオを通じて放送された(玉音放送)(註. 2-11-1)。国民は勅に従って肅々と武装解除した。連合軍の占領下にGHQによってなされた文化政策は、日本の文化を粉砕させようとするものであった。それは報道機関への検閲の元、日本人自身の手による改革に見せかけた巧妙なものであった(註. 2-11-2)。特に東京裁判・日本国憲法・神道司令・教育基本法・臣籍降下などは、日本人の歴史・文化を分断しようとする文化政策であった(註. 2-11-3)。

昭和天皇はマッカーサーと単独会見し、これはマッカーサーに深い感慨を与えた(註. 2-11-4)。明けて昭和21年(1946)正月には新日本建設に関する詔勅を発表(註. 2-11-5)、2月から全国巡幸を開始されて、国民を励まされ、国民と共に復興への道を歩まれた(註. 2-11-6)。

### 第12節. 戦後日本の文化政策 <第13講>

昭和26年(1951)9月のサンフランシスコ講和条約をもって、日本の主権は回復した(註. 2-12-1)。しかし、占領下の6年間にGHQによってなされた占領政策および文化施策は、日本にいわゆる敗戦コンプレックス・自虐史観という大きな爪痕を残した(註. 2-12-2)。

戦前までの歴史との分断を宥ろうとする占領政策の中で、残され許された文

化政策として、スポーツ祭典と経済発展を軸にそれは進められた。国民体育大会が各都道府県の持ち回りで開催されるようになり(註. 2-12-3)、戦前の嘉納治五郎の活躍により昭和15年(1940)に開催が決定されているが、国際情勢から辞退となっていた東京オリンピック大会が、昭和39年(1964)に開催された(註. 2-12-4)。この際には柔道が正式な競技に採用され、武道館が建設された(註. 2-12-5)。また、大阪・千里での日本万国博覧会(註. 2-12-6)をはじめとする国際博覧会が開催され(註. 2-12-7)、その他に各地で地方博覧会が無数に開催された(註. 2-12-8)。その後には国民文化祭も開始されている(註. 2-12-9)。また、ユネスコ世界遺産には日本から平成27年(2015)末現在で19件が登録されている(註. 2-12-10)。

### 第13節. 現代の文化政策 <第14講>

文部省(現・文部科学省)の外局に「文化庁」が設置され(註. 2-13-1)、ここで日本の文化政策が策定されている(註. 2-13-2)。しかし、そこには本来あるべき愛国・徳等の文字はなく、どこからも批判を受けまいよう、無難な、保護および支援を中心とした行政指針が記されている(註. 2-13-3)。

幸いにも教育基本法は、平成18年(2006)12月に改訂が行われ、その目標に「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」の文言が加えられた(註. 2-13-4)。これに沿って、教育指導要領も順次に改訂され、これに対応する検定教科書がつくられ、採用されるようになった。

繁栄と平和の中で、国防・歴史認識・道徳などの空洞化が問われている一方で、平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災において国民が示した礼節と忍耐の姿が世界を驚嘆させ(註. 2-13-5)、今上天皇の御言葉とともに、この国にいきわたっている日本人精神の尊さが改めて際立つことともなった(註. 2-13-6)。

政府の指針を示す機会としては首相談話があり、特に戦後70年となった平成27年(2015)8月の首相談話が注目された(註. 2-13-7)。

### 第3章 これからの文化政策 <第15講>

#### 第1節 世界各国の文化政策

世界の主要な国々は、それぞれどのような文化政策をとっているのだろうか。文化庁の資料の中に、主要国（米・英・仏・独）の文化政策をまとめた一覧表が紹介されている（註. 3-1-1）。

特に、大国アメリカの圧倒的はアメリカ文化が世界を覆いつつある中で、英国、仏国、独国は、それぞれの存亡を掛けて、自国文化を称揚し、鼓舞し、世界へアピールしようとしている。

グローバル化の中で、各国は、従来の軍事的および経済的な力に加えて、これまでも増して文化的な力においても、それを重要な国力ととらえて、それぞれの歴史と文化とその資産に立脚した独自の戦略を構築し、世界に押し出そうとしている。

今後、さらに情報の共有や人々の移動交流が進むに従って、文化政策は国内政策（内政）のみならず外交政策（外交）としての意義を深めている。さらに、これからは各国文化の「質」が問われていくことになるとと思われる。すなわち、この地球にとって、人類にとって、より善い人間とより善い社会を創っていくべき文化とはどのようなものであるか。多様な人種と民族と宗教と思想とを包括しつつ、統合して、世界をより平和を保ち、社会を繁栄に導く、地球規模での理想の文化が求められている。単なる軍事的および経済的な大国というだけではなく、その道義において世界の人々の信任を得てこそ、真なるリーダーシップを発揮することができる。日本の文化政策に問われるものもここにあると思われる。

#### 第2節 世界が讃える日本文化

改めて、世界の人々が日本という国を、そして日本人を、どのように評価してきたかについて再考するならば、日本が世界の中で類いまれなる「尊い国」であることが推し量られる（註. 3-2-1）。その中から二つだけ紹介する。

・アルバート・アインシュタイン（1879～1955：理論物理学者）の言葉。（註. 3-2-2）

「近代日本の発展ほど世界を驚かせたものはない。一系の天皇を戴いていることが、今日の日本をあらしめたのである。私はこのような尊い国が世界の一ヶ所くらいなくてはならないと考えていた。世界の未来は進むだけ進み、その間、幾度か争いが繰り返されて、最後の戦いに疲れるときが来る。その時人類はまことの平和を求めて、世界的な盟主をあげなければならない。この世界の盟主なるものは、武力や金力ではなく、あらゆる国の歴史を抜きこえた、最も古くてまた尊い家柄でなくてはならぬ。世界の文化はアジアに始まって、アジアに帰る。それには、アジアの高峰、日本に立ち戻らねばならない。我々は神に感謝する。我々に日本という尊い国をつくっておいしてくれたことを。」

・李登輝（りとうき）（1923～：元台湾総統）の言葉：（註. 3-2-3）

「私は、このような『日本精神』、すなわち、『義』を重んじ、『誠』をもって、率先垂範、実践躬行するという『大和魂』の精髓がいまなお脈々として『武士道精神』の中に生き残っていると信じ切っているからこそ、日本および、日本人を愛し、尊敬しているのです」「この『大和心』こそ、日本人が最も誇りに思うべき普遍的真理であり、人類社会がいま直面している危機的状況を乗り切っていくために、絶対に必要不可欠な精神的指針なのではないでしょうか。」

ここには、如何に日本が尊い国であり、また、人類を救う普遍的真理を有した、世界の盟主たる国であることが謳われている。世界は日本に期待を寄せている。この期待に応えることこそが、皇国の道義でもあろう。

### 第3節 日本のあるべき姿の実現

これら海外の識者からの評価と期待を踏まえて、日本のあるべき姿の実現に向けての文化政策を構築するに当たって、改めてこの日本の文化の特徴を次のようにまとめさせていただく。

#### 1) 天皇

その文化の第一の特徴は、世界一古い王朝国家であることである。すなわち、神代より語り継がれる神々を祖とする万世一系の天皇を元首として仰ぎ、

少なくとも二千六百有余年以上、一度も絶えることなく継承されたその統一王朝の統治のもと今日に至っている、その類いまれなる国体こそ、第一の特徴である。

## 2) 歴史

世界で唯一、我が国のみが、太古の文化を今に伝える。多くの他の国々では、侵略征服される以前の、根源的な信仰や、言語・神話・精神等を、もはや思い出せなくなっている。我が国は平穏な統治のゆえに、神代からの精神文化を、生きた形で継承して、今日に至っている。

## 3) 有徳

古来からの神道に、仏教、儒教など、様々な善き教えを学び、現実には照らして統合し、日本的宗教観が醸成され洗練されてきた。それは調和・寛容であり、現実に対応し、正義と誠実、勤勉と忍耐、秩序と礼節を尊び、あらゆる苦難を修行の「道」とみなして、自立自尊と慈悲仁愛に満ちた、徳ある者となること目指す文化である。

## 4) 文武

神国には文徳と武徳の道があり。文とは学徳によって人々を導くもの。武とは武威によって人々を護るもの。我が国は建国より文武二道の精神を重んじてきた。文武二道に秀でた人となり、天皇の治世を支えるべく、文官・武官ともに相携えて、臣民の道を極めてきた。皇国の彌栄を、文武の道にて支えてきた。

## 5) 伝統と革新

この国の人々は、伝統を重んじるとともに、さらなる革新に努めてきた。神代からの精神を儀礼に伝えつつ、世界で最も安全快適な文明社会を実現している。古き智慧を継承しつつも、新しい技術や価値を敏感に学び、改善と開発により、さらなる善き智慧へと磨いていく。伝統と革新が、常にこの国の文化を輝かせ続けている。

## 6) 世界繁栄

古来より我が国民は、四海の平穏無事を望み、世界をひとつの一家とみなして、民族を超えて共に栄えることを願い、その安寧が天地と共に永遠に続くことを祈ってきた。これは、皇室の祈りであり、国民の祈りであった。

有色人種として唯一近代化に成功し、大東亜戦争によってアジア・アフリカの植民地は解放された。東洋と西洋を、古代と未来を結ぶ、高貴なる経済文化国としての責務を、我が国はさらに果たすことが期待されている。

以上、日本の文化の特徴を基盤とし、現状を踏まえた上で、今後の我が国のあるべき姿の実現にむけて、その文化政策に必要な心構えとして、次の七点を挙げる

- (1) 国を愛する心.
- (2) 神仏を崇敬する心.
- (3) 皇室を崇敬し、国家と家庭を重んじる心.
- (4) 伝統を重んじ、自国の歴史への尊厳をもつ心.
- (5) 文武に秀でた徳高い人間となるための道を歩む心.
- (6) 国防力を高めて、自らの力で自らの国を守る気概を涵養する心.
- (7) 世界の人々を救済し、牽引する、創造的で慈愛に満ちた社会を構築する心.

## おわりに

昨年、平成27年(2015)は、大東亜戦争の終戦70周年の年であった。国を愛する教育、国の誇りを取り戻す教育の復興も進んでいる一方で、まだまだ占領政策時の自虐史観の呪縛の影も散見される。一刻も早い呪縛からの解放が求められる。

平成32年(2020)には夏季オリンピックおよびパラリンピック大会が東京で開催されることとなった。前回の昭和39年(1964)東京大会から56年ぶりとなる。

今年、平成28年(2016)5月26日～27日にはサミットが伊勢志摩を会場に開催される。世界の注目が伊勢・神宮・日本の文化に集まる。人類の過去と現代と未来の展望に、日本が果たす役割の大きさも表わされる時となる。

世界はこのように、さらにダイナミックに私たち日本人に、その使命を果たすことを期待している。その使命を果たすのは、ひとりひとりの日本人であ

り、ひとつひとつの家庭の中で、次の世代へ語り継がれ、育てられていく。

願わくば、皇学館大学に学んだ学生諸君におかれては、将来において、まずはそれぞれのご家庭で、特にあなたの息子たち娘たちに、この国の誇りを、素晴らしい歴史と精神を、語り聞かせていただきたい。そして、これからの日本のあるべき姿と、その為は何をなすべきかを伝えていただきたい。そして、その実現に向けて、一人一人がそれぞれの持ち場でそれぞれの役割と使命を果たすことによって、その理想が実現することを教えていただきたい。

次に、その言葉を実践するべく、諸君が、それぞれの持場や職場において、日本のあるべき姿の実現に向けて、それぞれの役割と職分において、国民としての使命を果たすように、努めていただきたい。

されは、必ずや、神仏の御加護を得て、その夢は実現し、この国はあるべき姿を取り戻し、この国に永遠なる平和と繁栄と名誉を保つであろう。そして世界を永遠なる平和と繁栄と名誉ある未来に導くであろう。

健闘を祈る。

## 註釈

(註.1-1-1) 岩波『広辞苑（第五版）』【文化（ぶんか）】「①文徳で民を教化すること」 「②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化。」 「③人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。  
←→ 自然。」

(註.1-1-2) 文化という言葉の初出は、(小川環樹『角川 新字源』「文化」によれば) [説苑（ぜいえん＝中国の前漢代の説話集）]とされている。福田州平著『第1講 現代文化を読み解くということ』（大阪大学）によれば「聖人之治天下也（略）文化不改，然後加誅」（聖人が天下を治める場合（略）学徳によって教化をしても、相手が悪い行を改めない場合はそこではじめ

て武力を使って討伐を行うのである。」と説明されている。

- (註.1-1-3) 【文徳 (ぶんとく)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「学問によって教化し, 人を心服させる徳」。
- (註.1-1-4) 【徳 (とく)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「①道をさとした立派な行為. 善い行いをする性格. 身に付いた品性. 道徳・徳性・人徳・美德. ②人を感化する人格の力. めぐみ. 神仏の加護」。
- (註.1-1-5) 【文 (ぶん)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「①あや. もよう. ②字. 書体. ③書物. 本. ④まとまった思想を表したもの. 書いた言葉. ⑤形の上で完結した, 一つの陳述によって述べられている言語表現の単単位. ⑥武に対して, 学問, 学芸, 文学, 芸術などをいう. 文武. 文明. ⑦文部省の略. 文相. ⑧文学・文章の略」。
- (註.1-1-6) 【教化 (きょうか)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「①教え導いて善に進ませること. 「民衆を—する」「—団体」② [仏] →きょうけ.」【教化 (きょうけ)】 (キョウゲとも) 同:「[仏] ①衆生 (しゅじょう) を仏道へと教え導くこと. ②法要に際して歌う仏教歌謡。」
- (註.1-1-7) 【善 (ぜん)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「①正しいこと. 道徳にかなったこと. よいこと. 「善良・善行・慈善・偽善」 ←→悪. ②すぐれたこと. このましいこと. たくみなこと. 「善本・善戦・善知識・善後策」③仲良くすること. 「善隣・親善」
- (註.1-1-8) 【文武 (ぶんぶ)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「(古くはブンブとも) 文と武. 文学と武道. 平家物語「あっぱれ—二道の達者かな」. 日葡辞書「ブンブニタウ〈二道〉ノヒト」. 「—両道」
- (註.1-1-9) 【文武二道 (ぶんぶにどう)】 平安中期の永承元年 (1046) に, 河内源氏の祖であり平忠常の乱を平定した源頼信 [みなもとのよりのぶ] (968~1048) が石清水八幡宮に捧げた願文に, 「文武の二道は朝家の支え」とある (石清水八幡宮田中家文書『源頼信告文案』古写). また, 鎌倉初期の天台宗の僧侶・慈円 [じえん] (1155~1225) が著した史論書『愚管抄 [ぐかんしょう]』第五巻に, 「文武ノ二道ニテ國主ハ世ヲオサムルニ」とある。
- (註.1-1-10) 【武徳 (ぶとく)】 岩波『広辞苑 (第五版)』:「武道または武事の徳

義。」中江藤樹著『翁問答』に「元来、文武は一徳にして、各別なるものにてはなく候。天地の造化一氣にして、陰陽の差別ある如く、人性の感通一徳にして、文武の差別ある故に、武なき文は真実の文にあらず、文なき武は真実の武にあらず。(略)天命を畏れざる悪逆無道のものありて、文道を妨ぐる時は、あるひは刑の罰にて懲し、あるひは軍(いくさ)をおこして征敗して、天下を一統の治をなすを武といふ。」とある。(北影雄幸著『武士道 十冊の名著』より)。

- (註.1-1-11)【武(ぶ)】岩波『広辞苑(第五版)』:「①雄々しいこと。強いこと。武勇・武威。②戦いの力。戦いの術。軍事。「武力・武器・武士・武者」←→文。③一歩(六尺)の半分。半歩の長さ「歩武」。③徒歩の雑兵(ぞうへい)。夫(ふ)→ほ・ふ(歩)」
- (註.1-1-12)【武徳は神から天皇を通じて下賜されたもの】山鹿素行著『中朝事実』(荒井桂・現代語訳『山鹿素行・中朝事実を読む』より):(P401)武徳章(末尾)「武の徳惟れ神にして、文の教え惟れ聖なり(略)、神尚ほこれを戒めて兵器をもて神祇を祭る。その由ありて来るところ渾厚(こんこう)なるかな。(現代語訳:その武徳は神に誓うべく、その文教は、聖と称するべきところであり、(略)神が更に戒めるため兵器を以て天神地祇の祭祀を行ったのであった。わが国の武徳の由来の何と渾厚(こんこう(=大きくてどっしりとしているさま))なことであろうか。)」
- (註.1-1-13)【政策(せいさく)】岩波『広辞苑(第五版)』:「①政治の方策。政略。②政府・政党などの方策ないし施政の方針。外交——。」
- (註.1-1-14)【政(せい)】岩波『広辞苑(第五版)』:「①国を治めること。まつりごと。「政治・参政・摂政・太政官」②物事を整えおさめること。」
- (註.1-1-15)【策(さく)】岩波『広辞苑(第五版)』:「①むち。つえ。つえつくこと。「散策」。②文字を記した竹札。かきつけ。特に授官の辞令集。「策書・策命」。③くじ。「神策」。⑤はかりごと。「策略・政策」。」
- (註.1-1-16)【政(まつりごと)】岩波『広辞苑(第五版)』:「(「祭事」または「奉事」のこと)①祭祀権者が祭祀を行うこと。祭祀。②主権者が領土・人民を統治すること。政治。」

- (註.1-1-17). 本居宣長著『直毘靈 (なおびのみたま)』(阪本是丸監修『直毘靈を読む』(右文書院, 2001) P10, P42~45より.
- (註.1-2-1) 竹田恒泰著『現代語 古事記』(学研, 2011)「序にかえて——今, なぜ『古事記』なのか」P002~005より.
- (註.1-2-2) 松浦光修著『日本は天皇の祈りに守られている』(致知出版社, 2013) 第四章「『神話』ではなく, 『神代の物語』」P113より.
- (註.2-1-1) 【仏教興隆の詔】(推古天皇2年(594)) 岩波・日本古典文学大系68『日本書紀 下』P174:「(推古)二年の春二月の丙寅(ひのえとら)の朔(ついたち)に, 皇太子(ひつぎのみや)及び大臣(おほおみ)に詔(みことのり)して, 三寶(さむぼう:注(仏・法・僧をいう, 仏教のこと))を興し隆(さか)えしむ. 是の時に, 諸臣連等(もろもろのおみむらじたち), 各(おのおの)君親(きみおや)の恩(めぐみ)の為に, 競(きそ)ひて佛舎(ほとけのおほと)を造る. 即ち是を寺(てら)と謂ふ.
- (註.2-1-2) 【神祇興隆の詔】(推古天皇15年(607)) 岩波・日本古典文学大系68『日本書紀 下』P188:「(推古)十五年の春二月(はるきさらぎ)の庚辰(かのえたつ)の朔(ついたちのひ)に, 壬生部(みむべ)を定む. 戊子(つちのえねのひ)に, 詔(みことのり)して曰(のたま)はく. 「朕(われ)聞く, むかし, 我が皇祖(みおや)の天皇等(すめらみことたち), 世を宰(おさ)めたまふこと, 天(あめ)に跼(せかがま)り, 地に躡(ぬきあし)にふみて, 敦(あつ)く神祇(あまつかみくにつかみ)を禮(あや)びたまふ. 周(あまね)く山川(やまかわ)を祠(まつ)り, 幽(はるか)に乾坤(あめつち)に通(かよ)はす. 是(ここ)を以て, 陰陽(ふゆなつ)開け和(あまな)ひて, 造化(なしいづること)共に調(ととのほ)る. 今朕(わ)が世に当(あた)りて, 神祇(あまつかみくにつかみ)を祭(いは)ひ祀(まつ)ること, 豈(あに)怠ることあらむや. 故(かれ), 群臣(まへつきみたち), 共に為に心をつくして, 神祇(あまつかみくにつかみ)を拜(あやびまつ)るべし」とのたまふ.」

- (註.2-1-3)【冠位十二階】『國史大辞典』：「(聖徳太子の項)(推古天皇11年(603年))色を異にした冠を与え、その身位の上下を明らかにしたもので、大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智の儒教の徳目を冠名とした十二階である。この冠位は本人の勲功によって昇級したから、これまでのカバネに代わり個人の奉公の念を高めるのに効果があり、これを授与する天皇の尊厳を増す意味もあったであろう。(戸原純一)」
- (註.2-1-4)【隋に国書】『國史大辞典』：「(聖徳太子の項)(推古天皇15年(607年))小野妹子を国使として隋に遣わし、「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや。云々」(原漢文)の国書を呈した。(略)隋に対する対等外交の勝利であり、五世紀代の倭王が南朝諸国に対して行なった服属外交を生産したものであった(坂本太郎)」それまでの冊封外交(仁徳天皇より13回の朝貢)から決別し、対等外交をめざした。
- (註.2-1-5)【国記・天皇記】『國史大辞典』：「(聖徳太子の項)推古天皇28年太子が馬子と議して『天皇記および国記臣連伴造国造百八十部ならびに公民等本紀』を録したと『日本書紀』にあるが、これは政府による歴史書編修の最初の試みとして注目される。(坂本太郎)」
- (註.2-1-6)【十七条憲法】『國史大辞典』：「(聖徳太子の項)(推古12年(604年))。これは官吏への教訓にすぎないという説もあるが、よく読めば太子の深遠な国家観・政治思想を表したもので、立国の根本義を規定した法とってよい。太子の考えた国家は君・臣・民の三つの身分からなる。君は絶対であるが、礼を重んじ、信を尊び、賢者を官に任じ、民の幸福を図らねばならぬ。臣は君の命を受け、五常の徳を守り、公平に人民を治めねばならぬ。そしてすべての人は和の精神を体して国家の平和を保ち、仏教に従って心を直さねばならぬ。この俗世での君・臣・民の三身分は仏教世界での仏・菩薩・衆生に比せられるものであり、菩薩の利他行によって衆生の救われる仏国の理想をここにも実現しようとするものである。」第一条 和以爲尊。第二条 篤敬三寶。第三条 承詔必謹。第四条 以礼爲本。

(註.2-2-1)【白鳳(時代)(はくほうじだい)】岩波『広辞苑(第五版)』:「①孝徳天皇朝「白雉(はくち)」の異称. ②七世紀後半, 特に天武・持統天皇時代の称. ③日本文化史, 特に美術史の時代区分の一. 飛鳥時代と天平時代の間. 七世紀後半から八世紀前半まで. 中でも「壬申の乱(じんしんのらん)」(672年)後の天武・持統朝では, 天皇の権威が確立し, 律令の制定, 記紀の編纂の開始, 万葉歌人の輩出, 仏教美術の興隆など, 初唐の文化の影響下に力強い清新な文化を創造した。」

【天武天皇(てんむてんのう)】『國史大辞典』:「(?~686)(673~686在位). 父は舒明, 母は皇極(斉明)天皇で, 天智天皇・間人皇女(孝徳天皇皇后)の同華母弟. 幼名を大海人(おおしあま・おおあま)皇子(略), (壬申の乱を経て)飛鳥浄御原宮(あすかきよみからのみや)で即位し, 天武天皇となった.(略)天皇は新羅との国交は保持しつつ, 中国の唐との交渉は断ち, 天皇を中心とする畿内豪族層の結集の上になつた, 中央集権体制の確立に腐心した.(略)日本の古代国家と天皇制の基礎は, 天皇によって固められたとってよい.(略)(笹川晴生)」

【持統天皇(じとうてんのう)】『國史大辞典』:「(645~702)(686~697在位). ただし正式即位は690年. 白鳳時代の女帝. もとの名は鸕野讃良(うののさらら)皇女.(略)天智天皇の第二女(略). 斉明天皇3年(657)で叔父の大海人皇子(天武天皇)と結婚.(略)(壬申の乱を経て)天武天皇は都を飛鳥にかえし, 天武天皇2年(673)浄御原宮で即位式を挙げ, 持統を皇后とする. 天武は律令制度をとりいれて中央集権の体勢を推進するが, 持統は天武を助けて功績が大きかったと『日本書紀』に伝えられている. 朱鳥元年(686)の天武の死後は, 皇太子の草壁とともに政治をとる.(略)大宝元年(701)8月『大宝律令』が成り, 翌年にかけて施行されるのを見とどけ, 翌2年に没する.(略)(直木孝次郎)」

(註.2-2-2)【日本(にほん)】『國史大辞典』:「わが国の国号としての「日本」は「ひのもと」の意の漢字表記から生じた. 国号としては時期は明らかでないが, 大化のころから後で, 大宝のころまでのある時期に定められたと考えられる. わが国については, 古く数多くの称呼があったが, やがて

「やまと」地方が中心となって統一するに及び、「やまと」「おおやまと」などが国号として用いられるようになった。他方、中国ではわが国をさして「委」「倭」などと呼んでいたため、「委」「倭」を「やまと」、「大委」「大倭」を「おおやまと」にあてて用いてきた。その後、「日本」と改め用いるようになって、わが国ではこれも「やまと」と呼んでいたが、ほかに音読されて「にっぽん」さらに「にほん」が生じて両方の音読が用いられるようになり、現在に及んだものである。（後略）（吉田東朔）

（註.2-2-3）【天皇（てんのう）】『國史大辞典』：「七世紀以降の日本の君主の公式称号、またはその地位について人（中略）七世紀に入ってそれまでの「おおきみ（大王）」に代わる公式称号として使用されるようになったのであろうが、「古事記」では歴代名をすべて天皇号で統一していない。「すめらみこと」などの国訓が伝えられているが、「てんのう」という音読がいつ始まったかは不明である。（後略）（家永三郎）」

（註.2-2-4）【式年遷宮（しきねんせんぐう）】『國史大辞典』：「（略）伊勢神宮に式年遷宮の制が立てられた年次については、朱雀3年、白鳳13年、同14年などの説があり一定しないが、天武天皇14年（685）乙酉の歳とするのが妥当であろう。この制度による第一回の式年遷宮は、『大神宮諸雜記』によると、皇大神宮（内宮）は持統天皇4年（690）に、豊受大神宮（外宮）は同6年に行われている。そしてこの当時は前の式年遷宮から二十年目に次期の遷宮が繰り返されていた。（略）（鈴木義一）」

（註.2-2-5）【藤原宮（ふじわらのみや）】『國史大辞典』：「古代宮都の一つ。持統天皇8年（694）から和銅3年（710）まで、16年間にわたり営まれていた持統・文武・元明三代の宮都。遺跡は奈良県橿原市（高殿町ほか）にある。それまでの宮室が、天皇一代限りのものであったのに対し、藤原宮に至り、計画的で整然たる都市を伴う、恒常的な施設となった。いうまでもなくそれは、長安や洛陽などの漢魏以来つづいている中国古代都城を模倣して建設されたものである。（略）（狩野 久）」

（註.2-2-6）【律令格式（りつりょうきゃくしき）】『國史大辞典』：「（略）我が国においては、律令は七世紀後半から八世紀なかばにかけて編纂施行され

た。それを年代順に示すと次のとおりである。(一)『近江令』(天智令)通説では天智天皇7年(686)制定(略)、(二)『浄御原律令』(天武律令)、通説では、天武天皇10年(681)編纂開始、完成時不明、持統天皇3年(689)施行(略)、(三)『大宝律令』大宝元年(701)制定(略)、(四)『養老律令』養老2年(718)制定(略)。これら四種の律令のうち、『近江令』『浄御原律令』は逸文すら伝えられず、部分的にその内容が想定されているだけであるが、『続日本紀』の編者が『大宝律令』撰進の日の記事(大宝元年八月癸卯条)において「大略、浄御原朝廷を以て准正とす」(原漢文)と記しつけていることから、少なくとも『浄御原律令』では『大宝令』や『養老令』に見られる諸制の骨格が創出されていたと見られよう。(虎尾俊哉)

(註.2-2-7)【國史】小学館『日本国語大辞典』:「①一国の歴史. ②わが国の歴史. また、その記録. ③特に、奈良・平安時代に勅命でつくられた六国史(りっこくし)をさす. 日本書紀・続日本紀・日本後記・続日本後記・日本文徳天皇実録・日本三代実録の総称。」

(註.2-2-8)【大学寮(だいがくりょう)】『國史大辞典』:「①古代の高等教育機関。(和訓:ふんやのつかさ). 中央官人養成のために設けられた. 官人が悉く大学寮に学んだわけではなく、実際には一部中下級官人を養成したにとどまった。(略)初見は天武天皇4年(675)正月の条(日本書紀). その前身と考えられる学識(ふんやのつかさ)は同書天智天皇10年(671)正月の条に見える。(久木幸男)」

(註.2-2-9)【国学(こくがく)】『國史大辞典』:奈良・平安時代に地方豪族子弟の教育のために諸国に設けられた学校。「大宝令」に始まる、学生定員は国の規模により20~50人、教官(国博士)は1人で教書を講じ、他に医生(4~10人)を国医師(1名)が教授した。郡司の管理下であって、教科書・教授法・試験・休暇などは大学寮に準じ、卒業生は大学に進学、または中央の貢挙に応じることができた。(久木幸男)」

(註.2-2-10)【萬葉集(まんようしゅう)】岩波『広辞苑(第五版)』:「現存最古の歌集. 20巻. 仁徳天皇皇后の歌といわれるものから淳仁天皇時代の歌(759)まで、約350年間の長歌・短歌・旋頭歌など合わせて約4,599首、漢

文の詩・書簡なども収録。編集は大伴家持（718頃～785）の手を経たもと考えられている。東歌・防人歌なども含み、豊かな人間性にもとづき現実に即した感動を率直に表す調子の高い歌が多い。」

(註.2-2-11)【白鳳文化（はくほうぶんか）】『國史大辞典』：「飛鳥文化と天平文化の中間に位置する時期の文化。（略）飛鳥文化が朝鮮半島の百濟・高句麗などから伝来した文化を基盤としていたのに対し、白鳳文化は、飛鳥時代に交通を開いた隋・唐からの中国文化の受容を中心に形成されたところに特色があるといえよう。（略）インドや西南アジアとの交渉を拡大した唐の文化のエキゾチックな色彩がそのまま白鳳文化に受け継がれ、さらに次の天平文化にいつそう著しくなっていく。（略）この時期は、後に『古事記』『日本書紀』となって成書化される日本古来の伝承・記録の編集・改訂の事業が開始されたこと、柿本人麻呂に代表される和歌の芸術的躍進がのちに編集された『万葉集』の初期の一大高峰を形づくっていることなど、伝統的文化の面でも著しい活況を呈しているのを、重視しなければならない。（略）（家永三郎）」

(註.2-3-1【天平（てんぴょう）】岩波『広辞苑（第五版）』：「奈良時代，聖武天皇朝の年号。729～749年。」【天平時代（てんぴょうじだい）】同：「奈良時代後期，すなわち平城（奈良）に都のあった710年（和銅3年）から平安遷都の794年（延暦13年）までの時代を指す。文化史，特に美術史で，天平年間を最盛期と見ての呼び方。」【天平文化（てんぴょうぶんか）】同：「天平時代を中心とする奈良時代の文化の称。白鳳期の文化を国家的な規模でとりいれ，建築・彫刻・絵画・工芸などのあらゆる部門で，高度の技術的習練による古典の様式を作り上げ，大陸的・仏教的な特色をもつ。」

(註.2-3-2)【国分寺建立の詔】同：「天平13年（741）全国に最勝王教・法華經を根本經典とする国分寺・国分尼寺の創建。」【国分寺】『國史大辞典』：「律令国家が鎮護国家（災害・疫病・外敵除去・五穀豊穰）を祈るため，各国（大和・河内・薩摩など）に建てさせた地方の官寺で，（略）各国とあわせて日本全体の鎮護を祈った。（略）（井上 薫）」

(註.2-3-3)【大仏建立の詔(だいぶつこんりゅうのみことり)】『続日本紀』  
「<読み下し>(前略)ここに天平十五年歳次癸未十月十五日を以て、菩薩  
の大願を發して、盧舍那仏の金銅像一軀を造り奉る。国銅を尽くして象を  
溶し、大山を削りて以て堂を構へ、広く法界に及ぼして朕が知識と為し、  
遂に同じく利益を蒙らしめ、共に菩提を致さしめむ。それ天下の富を有  
(たも)つものは朕なり。天下の勢を有(たも)つ者も朕なり。この富勢を  
以て、この尊像を造る。事や成り易き、心や至り難き。(中略)もし、更に、  
人情(こころ)に一枝の草、一把(ひとすくひ)の土を持ちて像を助け造  
らむと願ふ者有らば、恣(ほしいまま)に聽(ゆる)せ。」

(註.2-3-4)【盧舍那仏(るしゃなぶつ)】岩波『広辞苑(第五版)』:「華嚴經の  
本尊。仏国土をあまねく照らす仏。輝きわたるものの意。光明遍照と訳  
す。華嚴經などの教主で、万物を照らす宇宙的存在としての仏。密教では  
大日如来と同じ。(毘盧遮那仏は新訳華嚴經で、盧舍那仏は旧訳華嚴經で  
用いられる)遮那。遍照遮那仏。」

(註.2-3-5)【行基(ぎょうき)】『朝日日本人物辞典』:「668~749. 奈良時代の  
僧。(略)河内国(大阪府)大鳥郡蜂田郷(のち和泉国に属す)の生まれ。  
天武11年(682)15歳で出家。(略)やがて広く各地を周遊し、布教活動を  
行って多くの信者を得た。しかし養老年元(717)政府から名指しで糾弾さ  
れた。しかし、このとき還俗とか流刑といった具体的な刑罰は科されな  
かった。行基は(略)これまでの路上活動から院を中心とする活動に転換  
していった。同7年、三世一身法が發布されると、これに対応して池造り  
など灌漑事業に取り組み、また船息(港)、橋、布施屋(旅人の休息所)を  
多数造立した。(略)彼の集団に加わる信徒は1,000人を超えた。(略)天平  
15年には東大寺大仏建立のため勸進活動を行い、同17年には大僧正に任じ  
られ、400人の官度が与えられた。天平勝宝元年(749)死去。その道場は  
畿内に40余所、行基四十九院と呼ばれている。死後、行基信仰が発生した。  
(吉田一彦)」

(註.2-3-6)【正倉院(しょうそういん)】宮内庁HPより:「8世紀の中頃、奈良  
時代の天平勝宝8歳(756)6月21日、聖武天皇の七七忌の忌日にあたり、

光明皇后は天皇の御冥福を祈念して、御遺愛品など六百数十点と薬物六十種を東大寺の本尊盧舎那仏（大仏）に奉獻されました。皇后の奉獻は前後五回におよび、その品々は同寺の正倉（現在の正倉院宝庫）に収蔵して、永く保存されることとなりました。これが正倉院宝物の起りです。そして、大仏開眼会をはじめ東大寺の重要な法会に用いられた仏具などの品々や、これより200年ばかり後の平安時代中頃の天暦4年（950）に、東大寺羅索院の倉庫から正倉に移された什器類などが加わり、光明皇后奉獻の品々と併せて、嚴重に保管されることとなったのです。正倉院宝物は、このよう  
にいくつかの系統より成り立っています。（略）

（註.2-3-7）【鑑真（がんにん）】岩波『広辞苑（第五版）』：「唐の学僧。揚州江陽県の人。日本の律宗の祖。戒律・天台教学等を習学。入唐僧宋叡（ようえい）らの請により暴風・失明などの苦難をおかして天平勝宝5年（752）来日、東大寺に初めて戒壇を設け、聖武上皇以下に授戒。のち戒律道場として唐招提寺を建立、大和上（だいわじょう）の号を賜う。淡海三船（おふみのみふね）に、その来日の顛末を記した「唐大和上東征伝」がある。唐大和上。（688～765）」

（註.2-3-8）【唐招提寺（とうしょうだいじ）】唐招提寺 HP より：「唐招提寺は、南都六宗の一つである律宗の総本山です。多くの苦難の末、来日をはたされた鑑真大和上は、東大寺で5年を過ごした後、新田部（にたべ）親王の旧宅地（現在の奈良市五条町）を下賜されて、天平宝字3年（759）に戒律を学ぶ人たちのための修行の道場を開きました。「唐律招提」と名付けられ鑑真和上の私寺として始まった当初は、講堂や新田部親王の旧宅を改造した経蔵、宝蔵などがあるだけでした。金堂は8世紀後半、鑑真和上の弟子の一人であった如宝の尽力により、完成したといわれます。現在では、奈良時代建立の金堂、講堂が天平の息吹を伝える、貴重な伽藍となっています。」

（註.2-3-9）【悲田院（ひでんいん）】『世界大百科事典』：「奈良・平安時代に、身寄りのない貧窮の病人や孤児などを修養した公設の救護施設。養老7年（723）奈良の興福寺に施薬院とともに設けられたのが初見で、その後諸大

寺に設けられ、天平2年(730)光明皇后によって皇后宮職に悲田、施薬の両院制が公設され、奈良・平安時代を通じ救療施設の中心となった。仏教の博愛慈恵の思想にもとづいてはいるが、唐の開元の制度に倣った施設で、悲田院の名称も唐制の踏襲である。」

(註.2-3-10)【施薬院(せやくいん)】『世界大百科事典』:「仏教伝来にともない、その慈悲の教義から、私的あるいは国の予算で設けられた貧民の生活医療保護施設の一つ。薬草を栽培したり、薬を蓄えて貧病者に施与するのを主目的とした。推古天皇元年(593)、聖徳太子が難波の四天王寺を建立したとき、その付属の四箇院の一つとして設けたと伝えられるが確かではなく、養老7年(723)奈良興福寺に建てたのが最初とされる。天平2年(730)には光明皇后が皇后宮職に施薬院を設けている。〈薬院(やくいん)〉ともいう。」

(註.2-3-11)【法隆寺東院伽藍の再建】『國史大辞典』:「(法隆寺)東院については、天正11年行信が斑鳩宮の跡地に上宮王院夢殿を創立し太子等身像と伝える救世観音像(飛鳥時代)を安置、太子の遺品を光明皇后・橘古那可智・行信みずから奉納したことが天平宝字5年(761)の『法隆寺東院縁起仏教并資材条』にみえる。(略)(町田甲一)」

(註.2-4-1)【平安京(へいあんきょう)】『國史大辞典』:「延暦13年(794)に鄭(さだ)められた日本の首都。形式的にそれは明治2年(1869)の東京遷都まで首府であり続けた。(略)平安京の特色は、先行した藤原・平城・長岡の諸京と同様に、範を唐の長安城にとり、整然とした碁盤目状で左右対称的な都市平面をなしていること、都鄙の四周に羅城(じょうへき)を廻らしていないこと、宮城が都の北辺中央に位置していること(北闕(ほっけつ)制)、都の中に野戦能力をもつ軍団の設営がみられなかったことである。」

(註.2-4-2)【密教(みっきょう)】『國史大辞典』:「人間の理性では把握しえない秘密の教え。顕教に対する語であるが、一般にはより広く、神秘的、儀礼的、象徴的、実践的な宗教の意味に用いられる。(略)九世紀初め、空海

は長安の青竜寺の恵果よりインド伝来の密教を授けられて帰国し、真言宗を開いた。(略)最澄は越州の竜興寺の順晁より密教を受け、帰国後、天台宗を開いた。(中野玄三)』

(註.2-4-3)【神仏習合(しんぶつしゅうごう)】『國史大辞典』:「わが国の神祇信仰と仏教が接触、混融して独特の行法・儀礼・教義を生み出した宗教現象をいう。(略)日本では千年以上の長きにわたり複雑な混淆・折衷が続けられた結果、神仏両宗教ともわが国の歴史的風土に最も適合した形へと変化し、独自の習合文化を生み出した。(村山修一)」

(註.2-4-4)【遣唐使廃止(けんとうしはいし)】『國史大辞典』:「(遣唐使は)(略)平安時代にも延暦22年(804)と承和5年(838)の二回にわたって遣使されたが、それ以降はまったく中断した。これは使の目的の実効性の喪失、政府の財政難などによるが、新羅との公的外交が宝亀10年(779)に終り、唐も安史の乱(755~63)後、次第に衰運に向かいつつあったので、遣使の外交政策上の意義もなくなってきたためである。(略)こうして寛平6年(894)大使に任命された菅原道真が、唐の擾乱や新羅海賊による航海の困難などを理由に停止を要請し、それが承認されると、遣唐使の制は行われぬまま廃絶した。(鈴木靖民)」

(註.2-4-5)【国風文化(こくふうぶんか)】『國史大辞典』:「平安時代前期、主として9世紀の文化が唐風文化といわれるのに対して、10世紀以降に発達した文化をいう。(略)仮名文字の発達に伴う国文学の隆盛は、その代表であるが、宗教界の事実としては、浄土教の興隆がそこに大きく影響したと考えられている。10世紀末から11世紀初頭、藤原氏の全盛時代がこの国風文化の絶頂期にあたり、『源氏物語』や『枕草紙』などの制作、『往生要集』の撰述、法成寺や平等院の建立、定朝様の彫刻、来迎図などの盛行、また貴族の住宅における寝殿造、さらに仏画以外では大和絵の発達がその代表例として考えられる。(略)(川崎庸之)」

(註.2-4-6)【仮名(かな)】岩波『広辞苑(第五版)』:「漢字から発生した、日本固有の音節文字。広義には万葉仮名・草仮名・平仮名・片仮名、狭義には後の二つをいう。万葉仮名は主に漢字の音訓で国語を写し、平仮名・片

仮名は平安初期に万葉仮名をもとにしてできた。やまともじ。仮名文字  
←→真名(まな)。」

(註.2-4-7)【勅選和歌集(ちよくせんわかしゅう)】『日本国語大辞典』:「天皇の宣旨または上皇や法皇の院宣によって編纂された公的な和歌集。私的な編纂物である私撰和歌集に対する。「古今和歌集」から「新統古今和歌集」に至る二十一代集がある。」

(註.2-4-7)【古今和歌集(こきんわかしゅう)】『日本国語大辞典』:「平安初期の最初の勅選和歌集。20巻。延喜5年(905)醍醐天皇の勅命により、紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑の撰。延喜14年頃の成立とされる。読み人知らず歌と六歌仙、撰者らおよそ127人の歌1,111首を、四季、恋以下13部に分類して収めたもの。貫之の仮名序と紀淑望執筆の真名序が前後に添えられている。」

(註.2-4-8)【末法思想(まっぽう)】『國史大辞典』:「釈迦の入滅後、仏教は正法・像法・末法の三時を経過して衰滅するという思想。下降史観、終末観の一種。正法とは、教(釈迦の教説)・行(正しい教えの実践)・証(実践の結果得られるさとりの)の三つが具(そな)わった時代、像法(像は似ているという意味)は、教・行はあるが証を得る者はなくなる時代をいい、さらに、末法は、教だけしかない時代をいう。(略)末法思想は、(略)永承7年(1052)に末法の時代に入ってから、末法を思わせる社会現象が続出し、自然災害も相ついで起る中で、無常観や厭世観が広まり、浄土教が盛んになった。(略)(大隅和雄)」

(註.2-4-9)【阿弥陀仏信仰】『國史大辞典』:「(念仏)(略)後世浄土教における念仏の基礎になったのは、源信の『往生要集』である。(略)浄土宗の宗祖法然坊源空が源信の説に導かれたことは大きい(略)阿弥陀仏を念じて、その浄土に往生したいと願う弥陀念仏が、念仏を代表するようになった。この口称念仏は易行(いぎょう)門として布教されたために、多くの信者を獲得するようになった。(玉山成元)」

(註.2-4-10)【院政(いんせい)】『國史大辞典』:「上皇が親(みず)から国政をとる政治形態。11世紀末白川上皇にはじまり、19世紀光格上皇の崩御に至

るおよそ700年間断続した。院政は摂関政治、あるいは武家政治と異なり、天皇の委嘱手続きもなく、したがって天皇の機能を代行するものでもない。讓位した上皇が、天皇の直系尊属親としての親権にもとづく恣意によって行われたものである。院政を行う上皇を『治天の君』と呼ぶ。(略) (竹内理三)』

(註.2-4-11) 【治承・寿永の乱 (ちしょうじゅえいのらん)】『國史大辞典』:「治承4年(1180)に始まり、約10年間にわたり全国的に展開された戦乱。平清盛を中心とする平家一門の武断的独裁政治に対する旧貴族・寺院・地方武士など諸勢力の反撥をきっかけに勃発し、源頼朝の武力による戦乱の終息に至るといふ経過をたどった。(略) (安田元久)」

(註.2-5-1) 【鎌倉幕府 (かまくらばくふ)】岩波『広辞苑 (第五版)』:「鎌倉に開いた日本最初の武家政権。」【鎌倉時代 (かまくらじだい)】同:「源頼朝が鎌倉に幕府を開いてから、元弘3年(1333)北条高時の滅亡に至るまで約150年間の称。」

(註.2-5-2) 【鎌倉期の政治】國史大辞典:「(鎌倉時代) この時代における国家全体の支配者は朝廷であり、武家はその下で「諸国守護」(国家的軍事・警察)を担当しているが、このような政治形態の原型は、平安時代後期につくられ、院政の成立以来本質的に変化しておらず、ただ鎌倉幕府の成立によって、武士の地位が安定、強化されたにすぎない。(略) (上横手雅敬)」

(註.2-5-3) 【八幡宮 (はちまんぐう)】『國史大辞典』:「大分県宇佐市南宇佐鎮座の宇佐神宮に始まる神社。(略) 八幡神が源氏の氏神となると、合戦のたびごとに八幡宮が勧請され、東北にまで伝搬した。康平6年(1063)相模国由比浜、ついで鶴岡に勧請されると、鎌倉御家人たちは全国各地に勧請し、そのなかには若宮もあった。室町時代以降は、神は八幡といわれるほどとなり、幅広い人々、講などの勧請、または開拓地・水溝地などの守護神として、農耕神ともなった。こうして広がった八幡宮は旧村社以上で四万余社が判明している。(略) (中野幡能)」

- (註.2-5-4)【南都(なんと)東大寺の復興】『東大寺HP』鎌倉期再建より：  
「(略)しかも治承4年(1180)に、平重衡の軍勢により、大仏殿をはじめ伽藍の大半が焼失した。しかし翌年には、大勸進に任命された俊承房重源によって復興事業が着手され、鎌倉幕府、特に源頼朝の全面協力を得て、文治元年(1185)に後白河法皇を導師として「大仏開眼供養」が行なわれた。」
- (註.2-5-5)【六波羅探題(ろくはらたんだい)】岩波『広辞苑(第五版)』：「鎌倉幕府が京都守護に代って六波羅に置いた機関。また、その長の職名。朝廷の監視および尾張・加賀以西の諸国の政務・裁判を総轄するため、北・南に分れて駐在。承久の乱後、北条氏一門から選任され、大事は鎌倉の指揮を受け、小事は専断した。六波羅殿。初名、六波羅守護。」
- (註.2-5-6)【承久の乱(じょうきゅうのらん)】『國史大辞典』：「承久3年(1221)後鳥羽上皇とその近臣たちが鎌倉幕府を討滅せんとして挙兵、逆に大敗、鎮圧された事件。(略)(杉橋隆夫)」
- (註.2-5-7)【御成敗式目(ごせいばいしきもく)】岩波広辞苑：「貞永元年(1232)北条泰時が承久の乱の当面する政治・法制の諸問題に対処するために編纂した51ヶ条の法典。室町時代に至るまで武家の根本法。江戸時代には習字手本として民間に普及。貞永式目(じょうえいしきもく)。」
- (註.2-5-8)【念仏宗】岩波『広辞苑(第五版)』：「阿弥陀仏の救いを信じ、その仏名を称えて、浄土に往生することを願う仏教宗派。融通念仏宗・浄土宗・浄土真宗・時宗など。念仏門。」
- (註.2-5-9)【禅宗】『國史大辞典』：「坐禅宗の略。また教宗に対して禅宗という。達磨を開祖とすることにより達磨宗といい、仏の心印を伝える宗旨という意味で仏心宗ともいう。(略)本格的には禅が日本に伝えられたのは、文治3年(1187)入宋して虚庵懷敏から臨済宗黄竜派を伝えた明庵栄西にはじまる。栄西は、帰朝してのち京都に建仁寺、鎌倉に寿福寺を開いた。栄西について、道元は貞永2年(1223)に入宋して、天竜如浄から曹洞宗を伝えた。(略)(鏡島元隆)」
- (註.2-5-10)【日蓮(にちれん)】『國史大辞典』：「1222～82。鎌倉時代の僧。日

蓮宗の開祖。安房国長狭郡東条郷片海に生まれる。(略)天台寺院清澄寺に登り、嘉禎3年(1237)得度(略)鎌倉さらに京畿に留学。日蓮は法華經をよるべき法とする法華至上主義に到達、その一方、反浄土教の立場をとっていた。建長4年(1252)のころ清澄寺に帰り、法華信仰弘通を開始。教団ではこれを立教開宗とする(略)(高木 豊)。「【日蓮宗(にちれんしゅう)】『國史大辞典』:「現在の法制上では、身延久遠寺を総本山とする宗教団体をさすが、歴史的には、中世、鎌倉時代の日蓮の教えを継承、実践してきた宗教集団の総称である。同様な意味で、法華宗ともよばれ、自称もしていた。弘安5年(1282)、日蓮は日昭・日朗・日興・日向・日頂・日持を本弟子(六老僧)に指名した。(略)(高木 豊)」

なお、伊勢の本学の近く、倭姫命御陵の北麓、御幸道に沿った所に、日蓮上人が天照大神に三大誓願「我、日本の柱とならん。我、日本の眼目とならん。我、日本の大船とならん。」を立てた聖地が祠られている。

(註.2-5-11)【元寇(げんこう)(=文永・弘安の役(ぶんえいこうあんのえき))】『國史大辞典』:「文永11年(1274)・弘安4年(1281)の2回にわたるモンゴル(元)の日本来攻。通例元寇といっているが、この時代には蒙古(異国・異賊)襲来、異国来征、蒙古(異国)合戦、さらには文永十一年蒙古合戦、弘安四年蒙古合戦と呼ばれていた。(略)(川添昭二)」

(註.2-5-12)【琵琶法師(びわほうし)】日本国語大辞典:「琵琶を弾く盲目、僧体の人。琵琶の演奏により經文を唱えた盲僧の流れと、琵琶の伴奏により叙事詩を謡った盲目の放浪芸人の流れがあり、後者は鎌倉中期以降、もっぱら平家物語を語るようになった。びわの法師。」

(註.2-5-13)【新古今和歌集(しんこきんわかしゅう)】『國史大辞典』:「第八番目の勅選和歌集。撰集下命者後鳥羽院、撰者源通具・藤原有家・藤原定家・藤原家隆・藤原雅経・寂蓮(中途にて寂す)。20巻。歌数約2,000首。(略)(後藤重郎)」

(註.2-5-14)【方丈記(ほうじょうき)】岩波『広辞苑(第5版)』:「鎌倉初期の隨筆。鴨長明著。一卷。建暦2年(1212)成る。仏教的無常觀を貴重に種々実例を挙げて人生の無常を述べ、ついに隠遁して日野山の方丈の庵に

閑居するさまを記す。簡潔・清新な和漢混淆文の先駆。略本がある。】【徒然草（つれづれぐさ）】同：「鎌倉時代の随筆。2巻。作者は兼好法師。出家前の延慶3年（1310）頃から元弘元年（1331）にかけて断続的に書いたものか。「つれづれなるままに」と筆を起す序段のほか、種々の思索的随想や見聞など二四三段より成る。名文の誉れ高く、枕草子と共にわが国随筆の双璧。」

【鎌倉期の文化】『國史大辞典』：「(鎌倉時代)文化の面でも、鎌倉時代には貴族文化が優勢であり、ただ武士の台頭に刺戟された貴族文化の革新と、武士による貴族文化の撰取がみられたにすぎない。しかも朝廷・幕府などの公権力は、貴族・社寺、それに在地領主の支配の内部には干渉できなかったため、この時代には単に公武の二元的対立にとどまらず、多元的に分裂した支配が存在した。」

(註.2-6-1)【南北朝の内乱】『國史大辞典』：「十四世紀の三十年代から約六十年間にわたって、南北両朝の擁立を名目に、貴族・武士が対立・抗争をくり返り、広範な民衆をまきこんで、日本列島の各地で展開した戦乱。内乱の過程で、惣的結集を基盤とした農民諸階層が荘園制的支配体制を変質・崩壊させた。天皇をはじめとする旧来の権威は失墜し、地域的支配体制（守護領国制）が形成された。(略)（佐藤和彦）」

(註.2-6-2)【室町幕府（むろまちばくふ）】『國史大辞典』：「中世足利氏の家督（室町殿）を首長として作られた全国的な政治権力。足利幕府ともいう。その「室町」の呼称は、三代將軍義満が京都北小路室町（京都市上京区）に造営した室町第に由来するが、足利氏の幕府とその支配した時代を指す用語として広く使われている。(略)（福田 豊彦）」【室町時代（むろまちじだい）】『國史大辞典』：「(略)室町時代は「下剋上の時代」といわれるように、伝統的権威がそのままでは支配の規範とならなくなった時代であり、惣領制を支えていた親権の絶対性も失われ、国家権力は末端まで分裂・重層化して、社会のそれぞれの階層において成員の平等を原則とする一揆結合が盛行した「一揆の時代」でもあった。(略)（福田豊彦）」

- (註.2-6-3)【南北朝の合体】『國史大辞典』:「延元元年(1336)後醍醐天皇の吉野遷幸以来,57年に及んだ南北朝の社会現象が,南朝元中9年(1392)後龜山天皇と北朝明德3年(1392)後小松天皇との間に和平合体が成立した。(略)(村田正志)」
- (註.2-6-4)【娑婆羅(ばさら)の茶】『國史大辞典』:「南北朝時代,新興の大名らが豪華な舗設に贅美をつくした酒食をしつらえ,莫大な賭物(懸賞)を呼び物として開催した鬪茶(四種十服茶など,茶品を飲みあてる競技)の会の派手な遊興をいう。(略)(永島福太郎)」
- (註.2-6-5)【観阿弥・世阿弥親子が京・今熊野での勸進能】『國史大辞典』:「(観阿弥の項)(略)永和元年(1375)ごろには,今熊野で猿楽を興業したが,この時将軍足利義満が来場してはじめて猿楽を見物し,観阿弥の至芸とその長子鬼夜叉(のちの世阿弥)の可憐な舞台姿とに心を惹かれ,義満は以来観阿弥座の絶大な後援者となった。(略)(片桐 登)」
- (註.2-6-6)【後小松天皇の北山第行幸】辻惟雄監修『日本美術史』(美術出版社,1991年,P103):「応永15年(1408)3月,足利義満(1358~1408)は,完成したばかりの北山山荘に,後小松天皇の行幸をあおぐ。現在の金閣の地である。北山山荘には寢殿のほか二階建ての「会所(かいしょ)」があった。会所は,当時流行の中国からの高級舶来品「唐物(からもの)」で飾り立てられていた。絵画・彫漆の盆や香合・古銅の花瓶や高爐など,それらは天皇への進上品のディスプレイでもあった。実は,室町時代を通じてもっとも高い価値を認められていたのは,このような中国美術だったのである。イベントの面からみると,歌会(うたかい)・蹴鞠(けまり)・三船御会(さんせんぎょかい)などの伝統的な晴れの行事が寢殿を中心に行われたのに対して,会所では猿楽(さるがく)が催されている。(略)ここでは,寢殿の「和」に対して,会所は「唐」を,蹴鞠や和歌の「旧」に対して,能や連歌の「新」を主張するものである。(略)」
- (註.2-6-7)【同朋衆】同:「将軍関係の会所のインテリアデザインを受け持っていたのは将軍の「同朋(どうほう)」と呼ばれた人々である。中でも能阿弥(1397~1471),芸阿弥(1431~1485),相阿弥(~1525)の三代は美術に関

係が深い。能阿弥は、マルチメディアの作家、かつ評論家で、唐絵の鑑定や座敷飾りに加えて、自ら絵を描き、表装を行い、また連歌師としては宗祇の七賢いに数えられ、北野会所奉行にまでなっている。芸阿弥・能阿弥も、将軍の美術コンサルタントであると同時に連歌も詠みつつ、また「国工」と称された高い画技をもつ京都画壇の中心的存在であった。「阿弥」は時宗の徒の号であるが、一般的には、既存の身分秩序のいずれにも属さない「遁世者（とんせいしゃ）」であることを意味した。立花（りっか）を得意とした立阿弥や作庭の善阿弥など、彼らが当時の芸道に果たした役割は大きい。（略）

(註.2-6-8)【応仁の乱】『岩波広辞苑（第五版）』：「応仁元年～文明9年（1467～1477）、足利将軍家および管領畠山・斯波両家の相続問題をきっかけとして、東軍細川勝元と西軍山名宗全とがそれぞれ諸大名をひきいれて京都を中心に対抗した大乱。京都は戦乱の巷（ちまた）となり、幕府の権威は全く地におち、社会・文化を含めて大きな時代の画期となった。応仁・文明の乱。」

(註.2-6-9)【京文化の伝搬】周防・長門・豊前・筑前の守護大名・大内家の例を紹介しよう。『國史大辞典』：「(大内政弘1446～1495)の項」(略)公卿・禅僧・学者らとの交際深く、山口来住を歓迎してその保護者となった。惟参周省は保壽寺に住して大内氏世系その他を研究し、画僧雪舟は政弘の保護でその技を磨いた。政弘の学問は広がったが、ことに和歌はその作幾万首ともしれなかった。(略)その他の学問では一条兼良から『伊勢物語愚見抄』(宮内庁本)を、能阿弥から『君台観左右帳記』(群書類従本)を受けている。家臣主従も和歌・連歌をたしなみ、山口は文化都市として栄えた。(略)(福尾猛市郎)」

(註.2-6-10)【枯淡冷厳を好む「寂び(さび)」の美意識】芳賀幸四郎著『わび茶の研究』(淡交社、1976)「わびの歴史とその理念 正徹から心敬へ～幽玄美から冷厳美へ～」P146～：「(略)このようにして心敬が連歌の理念として志向し、最高究極の美として仰いだのは、禅竹の場合と同じく、春の花や秋の紅葉の感覚的な華麗の美とは対照的な緊張した冷厳な冬枯れの

美，満目蕭条とした外見の底に生命力を潜在させた枯野にも似た美，簡素冷厳，寡黙寂靜の美であった。それにしても古代的なものの決定的に崩壊した応仁の大乱前後において，古代的な美の否定としての中世的な美・幽玄がここまで深まったことは，誠に注目にあたいすることである。」

(註.2-6-11)【東山文化(ひがしやまぶんか)】日本国語大辞典：「室町時代中期，義政を中心に公家文化，武家文化，禪宗文化が融合した文化をいう。足利義政の東山山荘にちなんだ名称。」

【東山御物(ひがしやまごもつ)】日本国語大辞典：「足利義政が東山山荘で制定した茶道具の名品。唐物の目利きとして知られた能阿弥，芸阿弥父子が参与した。将軍家に集積された唐物名器の中から上等品と中等の上を選定したもので，宋元の名画の掛幅，盆，香合，燭香炉，花瓶，茶碗，葉茶壺，茶入，その他の雑器にわたる。義政の死後，四散したが，その一部は信長や秀吉の秘藏品となった。」

(註.2-6-12)【珠光(しゅこう)による茶之湯(=侘び茶)】芳賀幸四郎著『わび茶の研究』(淡交社，1976)「わびの歴史とその理念 <村田珠光によるわび茶の創始>」P151：「珠光は一休禪師に参禅して体得した禅の精神をもって，これら先行の喫茶方式を総合して今日のいわゆる「茶の湯」を創始したのであるが，彼のこの革新は四畳半の茶室を創案し，異国趣味を和様趣味で中和し，「格式法儀ノ嚴重」な「極真」の茶儀を庶民的なセンスで簡略化し，もってわびの美を具現することをねらいとしたものだった。珠光が四畳半の茶室を創案したことは，茶趣に大きな変化をもたらすこととなった。その一つは会衆の人数を数名に限定することになり，それだけ一座の人びとの和合団欒(わごうだんらん)性を深めたことであり，その二は座敷飾の簡略化をもたらし，一座の人びとの関心を物質的なものから解放して，精神的なものに向かわせるよすがとなったことである。」

(註.2-7-1)【織田信長の上洛】『國史大辞典』：「(略) 岐阜に進出した信長のもとに，正親町天皇から尾張・美濃にある御料地の回復を委嘱し，信長のことを「古今無双の名将」とほめたたえた綸旨が届けられ，これと相前後し

て前將軍足利義輝の弟義昭から室町幕府の再興について依頼を受けた。上洛の決意を固めた信長は、11年9月7日岐阜をたち、近江の六角義賢を観音寺城に攻めて9月26日義昭を擁して入京、さっそく幕府を再興して義昭を將軍につけた。(略)(今井林太郎)

(註.2-7-2)【大航海時代(だいこうかいじだい)】岩波『広辞苑(第5版)』:「15世紀から17世紀前半にかけて、ヨーロッパ人が新航路・新大陸を発見し、活発な植民活動が諸国に起って、西欧の政治・経済に重大な影響をもたらした時代。発見時代。」

(註.2-7-3)【鉄砲(てっぽう)】『國史大辞典』:「(略)近代の概念でいう鉄砲は、天文12年(1543)種子島に渡来したときに始まる。(略)(所 莊吉)」

(註.2-7-4)【イエズス会】『國史大辞典』:「(略)イグナティウス・デ・ロヨラを中心として、フランシスコ・シャビエルら同志七人によって創立された司祭修道会。(略)1540年教皇パウロ三世によって会の設立を認可されるとともに、布教・学問・教育の面で著しい活動を展開した。(略)日本におけるキリシタン布教は天文18年(1549)鹿児島に上陸したフランシスコ・シャビエルを以て嚆矢とする。彼は日本が高度の政治的、社会的制度と、足利学校や比叡山のごときすぐれた学府をもち、日本人が知識旺盛なことを認め、その文化・風習・優れた特質を尊重し、これに順応する布教方針をとるべきことを規とした。この方針は戦国乱世のさなかにあった彼の日本滞在中には必ずしも実現できなかったが、彼の宿願であった日本の中心京都の布教はのちにビレラやオルガンティーノによって果たされ、(略)大きな業績を上げたが、独裁者の封建体制が強化されるとともに弾圧される運命におかれた。(略)(柳沢武夫)」

(註.2-7-5)【堺(さかい)】『國史大辞典』:「大阪府の中央南西部、大阪湾に面する市。(略)文明元年(1469)帰朝の遣明船が堺に入港して以降その発着地となり、堺商人が次第に活躍するようになる。(略)堺商人は明のほか、朝鮮・琉球・ルソン・安南・シヤムなどへも往来し、16世紀にはスペイン・ポルトガルと結んで、堺は南蛮貿易の一大中心地となった。(略)永祿11年(1568)織田信長が入京に際して堺にも矢銭二万貫を要求した時、会合衆

(えごうしゅう：豪商三十六人)はこれを拒絶したが、今井宗久のごとく信長に心を寄せる豪商もあり、ついに屈服して濠を埋め、矢銭を納めるとともに、堺が信長の直轄地となった。(略)(宮本又次)」

(註.2-7-6)【長篠の戦(ながしののたたかい)】『國史大辞典』:「天正3年(1575)5月21日織田信長・徳川家康連合軍が武田勝頼の軍を三河国設楽原(したらがはら)(愛知県新城市)で破った合戦。(略)鉄砲の組織的活用の画期がこの戦いであった。(山本博文)」

(註.2-7-7)【一向一揆(いっこういっき)】岩波『広辞苑(第五版)』:「室町末期、越前・加賀・三河・近畿などで起こった宗教一揆。一向宗の僧侶・門徒が大名の領国制支配と戦った。」

(註.2-7-8)【安土城(あづちじょう)】『國史大辞典』:「滋賀県蒲生郡安土町にあった城。織田信長の居城で、その築城を惟住(丹羽)五郎左衛門長命に命じ、天正4年(1576)正月着工、翌年2月末には移っているが、工事はその後も続行され、構は同7年ごろ竣工したようである。同10年6月信長の没後炎上。(略)壮大な天守閣を建てたことなど近世城郭の嚆矢で、楽市楽座の制を布いた西南麓の山下(さんげ、城下町)も著名。(略)城址は特別史跡に指定されている。(黒板昌夫)」

(註.2-7-9)【楽市楽座(らくいちらくざ)】『國史大辞典』:「16世紀なかばより17世紀初頭にかけて、戦国大名・織豊政権が、荒廃した地方市場の復興、また新設市場・新築下町の繁栄を目的に発布した楽市令の通称。(略)(勝俣鎮夫)。」

(註.2-7-10)【名物狩り】『利休辞典』(淡交社、1989)P128「織田信長」より:「(略)(上洛翌年の)永禄十二年二月には、第一回目の名物狩りを行い、松井友閑、丹羽五郎を使者として、京都の大文字屋所持の初花肩衝以下五点を召し上げている。第二回は元亀元年四月に堺で行われ、津田宗及の菓子絵、薬師院の小松島茶壺、油屋常祐の柚子口花入、松永弾正(久秀)の鐘の絵が集められた。信長は「茶湯御政道(ちゃのゆごせいどう)」と称し、家臣の茶湯を統制したり、戦功あるものには名物茶器を下賜した。」

(註.2-7-11)【羽柴秀吉】『國史大辞典』:「(豊臣秀吉)天正10年(1582)5月高

松城に清水宗治を囲んだ。6月2日本能寺の変に信長が斃れると、その報を秘して高松城救援の毛利輝元と講話を結び、(略)反転、13日山城山崎に明智光秀と戦いこれを破った。(略)秀吉は天正11年4月柴田勝家を近江賤ヶ岳に破り、勝家を本城越前北庄(福井)に攻めて自殺させ(略)、霸権の基礎を築いた。(略)(朝尾直弘)」

(註.2-7-12)【全国の平定】同：「天正13年3月正二位内大臣、7月従一位関白となった。(略)このころ弟の秀長を将として四国を平定、ついで北国に進み越中・越後・飛騨から信濃に勢力を伸ばした。(略)(朝尾直弘)」

(註.2-7-132)【聚楽第(じゅらくてい)】『國史大辞典』：「(豊臣秀吉)天正16年(1588)4月、秀吉は京都内野に新築した聚楽第に(後陽成)天皇を迎えた(略)(朝尾直弘)」翌年1月にも行幸を迎えている。

(註.2-7-14)【茶頭の千利休を継承】(三千家御家元)千宗左・千宗室・千宗守：監修『利休大事典』(淡交社、1989)米原正義編集「生涯「利休と天下人」P38：「天正十年六月、信長は本能寺に横死した。利休時に61歳。以後60代の利休は影の形に随うごとく天下人豊臣秀吉に侍し、大坂城・聚楽第などに屋敷を賜わり、筆頭茶頭として、わけても大正13年10月秀吉の禁中茶会を後見した際に、利休居士を勅賜されてのちは、天下一の宗匠として、その権勢は絶大なものがあつた。(略)天正19年正月、政権下の公儀をつかさどり、利休を庇護してきた豊臣秀長が病没すると、俄然利休の周辺があわただしくなり、同年2月28日京都において自刃した。時に70歳。」

(註.2-7-15)【北野大茶会(きたのだいちゃかい)】世界大百科事典(第2版)「天正15年(1587)10月1日、豊臣秀吉が京都北野神社の神域と松原において、広く人々を集めて催した開放的な大茶会。秀吉は宮中、名護屋の陣中などにしばしば茶会を開いたが、中でもこれはことに盛大で、史上最も有名な茶会でもある。この年の8月より洛中、奈良、堺などに高札を立てて沙汰を出し、都鄙貴賤貧富の別なく、数寄者であればだれでも、手持ちの道具を持参して参加せよ、茶のない者は<こがし>でもよい、と呼びかけた。」(同、千利休の項より)：「身分を超えた各階層の人々が800席以上(一説には1,500席)の茶席を境内にしつらえ、秀吉は所蔵の名物道具を見物さ

せ、利休たちと共に自ら茶をふるまった。(同【茶会】の項より:)この時の内容は、『北野大茶湯之記』(群書類従に収録)や、当時の日記に記されている。」

(註.2-7-16)【文禄・慶長の役(ぶんろく・けいちょうのえき)】『國史大辞典』:「文禄元年(一五九二)から慶長三年(一五九八)にかけ、豊臣秀吉が明征服をめざして朝鮮に侵略した戦争。(略)(北島万次)」

(註.2-7-17)【バテレン追放政策】『國史大辞典』:「(豊臣秀吉)天正15年(1587)5月島津義久を降伏させて九州を平定、6月キリシタンの統制に関わる二つの法令を発し、大名の自由な入信と大名による領民へのキリシタン教入信の強制とを禁じ、人身売買を禁止するとともに、日本を「きりしたん国」に対置される「神国」と認識し、宣教師の追放を命じた。(略)(朝尾直弘)」

(註.2-7-18)【分国法(ぶんこくほう)】『國史大辞典』:「戦国大名が、家臣団統制・領国支配のために制定した基本法。戦国家法ともいう。(勝俣鎮夫)」

(註.2-7-19)【安土時代(あづちじだい)】岩波『広辞苑(第五版)』:「織田信長が近江の安土城を本拠とした時代。すなわち信長が政権を掌握した時代。」  
【安土桃山時代(あづちももやまじだい)】同:「織田信長・豊臣秀吉が政権を握っていた時代(1573~1598)。または、信長入京の永禄11年(1568)から関ヶ原の戦いで徳川家康が勝利した慶長5年(1600)まで。織豊(しよくほう)時代。」  
【桃山時代(ももやまじだい)】同:「時代区分の一。16世紀後半、豊臣秀吉が政権を握っていた約20年間の時期。美術史上は安土桃山時代から江戸初期を含め、中世から近世への過渡期として重要。特に豪壮な城郭、殿邸、社寺の造営やその内部を飾る障壁画が発達。また、民衆の生活を示す風俗画の展開、陶芸、漆工、染織など工芸技術の進歩も見逃せない。」

(註.2-8-1)【徳川家康(とくがわいえやす)】『國史大辞典』:「(略)朝鮮出兵では出兵せず、やがて秀吉が病衰すると、五大老の筆頭として、大きな勢力をもち、官位も慶長元年(1596)には正二位内大臣に昇進して、内府(だいいふ)と呼ばれた。同3年に秀吉が没したあと、家康は伊達正宗や福島正

則らと婚姻関係を結ぶなど、禁制をやぶって独断専行したので、他の四大老や石田三成らとの間に対立が深まったが、かえってこの状勢を利用して勢力を伸ばし、ついに同5年(1600)の関ヶ原の戦いによって、武家政権の代表者としての地位を獲得した。同8年2月12日には、後陽成天皇から征夷大将軍に補任され、従一位右大臣に昇進して、江戸幕府を開き、正式に全国に対する統治権を掌握した。この後、江戸と伏見を往復し、同10年4月16日に将軍職を子の秀忠に譲ったのちも、大御所と呼ばれて、同12年からは駿府に居城し、朝廷・寺社関係や外交、および貨幣と交通など、全国的な政務を統轄して、江戸の幕府と並び、二元政治の体制をなした。同16年には京都の二条城で豊臣秀頼と会見し、ついで同19年から翌元和元年(1615)にかけての大坂の陣によって豊臣氏を滅ぼし、幕府の前途への不安を除くとともに、同じ元和元年には、『武家諸法度』と『禁中並公家諸法度』とを制定させて、幕府の基盤を固めた。(略)(尾藤正英)

(註.2-8-2)【武家諸法度(ぶけしよはつと)】『世界大百科事典 第2版』:「江戸幕府が武家の守るべき義務を定めた法令。(略)元和元年(1615)大坂落城戸後、徳川家康は以心崇伝らに命じて法度草案を作らせ、検討ののち7月7日将軍秀忠のいた伏見城に諸大名を集め、崇伝に朗読させ公布した。漢文体で13ヶ条より成り、<弓馬の道もっぱら相嗜むべき事>をはじめとして、品行を正し、科人(とがにん)を隠さず、反逆・殺人者の追放、諸国者の禁止、居城修理の申告を求め、私婚禁止、朝廷への参勤作法、衣服と乗輿(じょうよ)の制、儉約、国主(こくしゅ)の人選について限定し、各条に注釈を付している。」

(註.2-8-3)【禁中並びに公家諸法度】『世界大百科事典(第2版)』:「江戸幕府が天皇と公家の行動を規制するために定めた法度。漢文体。大坂の陣直後の元和元年(1615)7月17日、京都二条城で大御所徳川家康、将軍秀忠、前関白二条昭実が連署した17ヶ条の本文を武家伝奏に渡す形式で発布された。当初は<公家法度><公家掟><公家中諸法度>などと呼ばれており、天皇を指す<禁中>という呼称が加わったのは17世紀以降であった。<天子諸芸能のこと、第一御学問なり>とした第一条は著名であるが、第二条以

下では、三公（太政大臣・左・右大臣）と親王の座次（ごなみ）、三公摂関の任免、養子、武家の官位を公家のその員数外とすること、年号の定め方、天皇以下公家の衣服、諸公家の昇進の次第、廷臣の刑罰、僧侶の号や紫衣（しえ）勅許の条件などについて定めている。」

(註.2-8-4)【諸宗本山本寺諸法度（しよしゅうほんざんほんじしよはつと）】『世界大百科事典（第2版）』：「江戸幕府が仏教寺院、僧侶を統制するために発布した一連の法令、慶長6年（1601）の〈高野山法度〉に始まり、元和2年（1616）まで46通が下されている。このうち慶長19年（1614）までのものは個別寺院あてのものが多かったが、15・16年に各宗派本山に下されたことによって、従来あいまいであった宗派、本山を確定することになった。家康の政治顧問であった以心（金地院）崇伝がこれらの制定に関与している。その内容は宗学奨励、本寺末寺関係の確定、僧侶階位や寺格の厳正、私寺建立禁止などが主要なものである。」

(註.2-8-5)【藤原惺窩や林羅山】『國史大辞典』：「(徳川家康は) 学問を愛好し、藤原惺窩や林羅山ら儒学者の講義を聞いたが、詩文には関心がなく、史書を通じて唐の太宗や源の頼朝を尊敬していた。学者らに命じて古書や古記録を蒐集させ、また『孔子家譜』『貞観政要』『吾妻鏡』『大蔵一覽』『群書治要』などを活字で出版させたことは、一面では幕府開創の準備に役立ったとともに、文運興隆の端緒となった。」

(註.2-8-6)【紅葉山文庫（もみじやまぶんこ）】『ブリタニカ国際大百科事典』：「江戸時代、江戸城内紅葉山に設けられた幕府の文庫。寛永16年（1639）徳川家康の富士見亭文庫を基礎として開設。4人の書物奉行が管理した。蔵書数は幕末で約16万巻。明治維新後は政府の管理となり、一部が宮内庁書陵部に移管となっているほかは、国立公文書館が所蔵する。」

(註.2-8-7)【天海（てんかい）】岩波『広辞苑（第五版）』：江戸初期の天台宗の僧。南光坊と称。会津の人。南都北嶺を遊学した後、川越喜多院などに住す。徳川家康の知遇を受け、内外の政務に参画、延暦寺の復興と日光山の整備にも尽力。家康の死後、東照大権現の贈与と日光山改葬を主導。また、寛永寺を創建し、大蔵経を刊行、天海版と称せられる。(略)【以心崇

伝(いしんすうでん)】これを調べるべし『デジタル版日本人名大辞典』:  
「1569-1633 織豊-江戸時代前期の僧. 永禄(えいろく)12年生まれ. 臨  
濟(りんざい)宗. 京都南禅寺金地(こんち)院の靖叔徳林の法をつぎ, 慶  
長10年(1605)同寺住持. 徳川家康につかえ, 外交事務, 方広寺鐘銘事件  
や寺社行政, 諸法度の起草, キリスト教の禁圧, 紫衣(しえ)事件に関与  
し, 幕府の基礎づくりに貢献. 黒衣(こくえ)の宰相といわれた. 江戸金  
地院の開山. 寛永10年1月20日死去. 65歳. 俗姓は一色(いっしき). 通  
称は金地院崇伝. 諡号(しごう)は円照本光国師. 著作に「異国日記」「本  
光国師語録」.]」

(註.2-8-8)【東照宮(とうしょうぐう)】『國史大辞典』:「(徳川家康の項)元和  
2年(1616)4月17日に75歳で病死した. 遺言により, 同夜に久能山に遺体  
を移し, 吉田神道による神式で葬るとともに, 江戸の増上寺にも仏式の廟  
を作った. こののち天海の主張する天台系の山王神道に基づき, 東照大現  
権の神号が勅許されて, 翌3年4月には下野(しもつけ)の日光山に改葬  
された. これにより, やがて「東照宮」または「東照神君」が, 家康に対  
する尊称となる. (尾藤正英)」

(註.2-8-9)【昌平坂学問所(しょうへいざかがくもんしょ)】『世界大百科事典  
(第2版)』:「江戸幕府直轄の学問所. 江戸湯島にあり昌平黌(しょうへい  
こう)ともいう. 寛政2年(1790)寛政改革の一環として聖堂預りの林大  
学頭(信敬)に教学伸張の令(寛政異学の禁)を発し, つづいて学制規則  
を定め, 庁堂学舎改作や教官補強の議がなされた. 林家(りんげ)に依存  
した教育体制を改め, 幕府直属の教育機関として制定したものである. 柴  
野栗山, 岡田寒泉, 尾藤二州が儒官に任じられ, 92年には教官官舎, 講舎  
なども出来上がり, 学四書, 五経, 歴史, 策問の諸科の学問試問がおこな  
われた。」

(註.2-8-10)【藩校(はんこう)】石川松太郎著『藩校と寺子屋』(教育社, 1978)  
P50:「江戸初期の寛永18年(1641)に岡山藩がもうけた花鳥教場を, 寛文  
6年(1669)にいたり改組して成立した「新建学校」を藩校の先駆とする  
と, これより明治4年(1871)までの約二世紀のあいだに255校ほどの創設

を見せている。こうした藩校がいちおうの組織をととのえて生まれてくるまでの過程には四つの類型があった。その一つは、藩士を対象として公開講釈のために設けた講堂から出立したもので、伊勢崎藩の学習堂や新発田藩の道学堂などが代表的であって、講道一棟が建物の眼目——というよりも建物の全体を構成している。その二は儒官の家塾をひきあげて藩校に組織したもので、久留里藩の三近塾、岩槻藩の遷喬館、明石藩の精義館をはじめ、例ははなはだ多い(略)。第三は、聖堂をたてて孔子祭(釈奠(せきてん))という)を実施する行事から出発して、この祭典に付帯する講釈のための講堂をもうけ、日ごろはここで素読や講義を行うようになり、後には弘道館(佐賀藩)・講堂(高松藩)といったようなどうどうたる藩校に成長していく行路ととったものである。その四は、水戸藩の弘道館、庄内藩の致道館、熊本藩の時習館のように、はじめから儒学教育の理念と構想のもとに、雄大な規模と複雑な組織とをもって建営された藩校である。」

(註.2-8-11)【寺子屋】沖田行司著『日本人をつくった教育』(大巧社, 2000) P28:「それでは、こうした寺子屋は一体どれほどの普及率をもっていたのであろうか。明治の中期に文部省が旧幕時代の全国の藩校・郷校・寺子屋の調査を実施した。これにもとづいて「日本教育史資料」が刊行されたが、これによれば、寺子屋の総数は一万五千余りと記録されている。とりわけ、その開設は十九世紀に入ってから、いわゆる幕末期に急激に増加している。しかしながら、近年の町史や県史の編纂事業にともなう史料の発掘によって、寺子屋の総数も大幅に書きかえられ、実際にはこの倍近い寺子屋が存在していたと推定される。人口比から見れば、これは驚異的には現在の小学校に匹敵するものと考えられている。」

(註.2-8-12)【私塾】『世界大百科事典(第2版)』:「主として江戸時代の学問・武芸・その他いろいろの芸道に関する民間教育機関をいい、教育の対象となったのは成年である。私塾はいずれの場合も教師の自宅が教場となり、寺子屋と同様に教師と経営者が同一人物である。これを塾主と呼ぶ。この点では教育者と経営者が分離している郷学や藩校(藩学)のような学校とは異なっている。私塾では塾主の学派などにもとづき、特定の学派を標榜

(ひょうぼう)するものが多く、かつ塾主の学識と徳とを中心として共同学習する形態のものが多かった。」

(註.2-8-13)【家元 (いえもと)】小学館『日本国語大辞典』:「①能楽, 舞踊, 音曲, 香道, 茶道, 華道, 武術などの技芸で伝統を継承してきた家筋. 室町時代から起こり, 江戸時代に盛んになった. 宗家. 「家元制度」.

(註.2-9-1)【徳川吉宗 (とくがわよしむね)】『國史大辞典』:「江戸幕府八代將軍. 在位1716~1745. (略)その間30年, 積極的に改革にとり組み, 多大の成果をあげて徳川中興の英主とうたわれた. (略) (大石慎三郎)」

(註.2-9-2)【享保の改革 (きょうほうのかいかく)】國史大辞典:「(徳川吉宗)徳川政権下約百年の間に日本は経済的に大発展をとげ, 庶民の生活も著しく向上し, 元禄時代には繁栄と文化の華を咲かせるが, このころに幕藩体制の経済成長はほぼ上昇の坂を登りつめ, 元禄から享保にかけては保合(もちあい)かややもすれば下降気味であった. なかんとく世間の繁栄をよそに領主財政は極端に悪化し『町人考見録』の記事が示すように, それが経済の足をひっぱる実情にあった. のみならず繁栄のもと世人の気風はゆるみ, なかんとく武士の士気のゆるみははなはだしかった. 徳川幕藩体制を長びかせるためには, どうしても上からの思い切った対応が必要であった. 將軍吉宗はまず綱紀肅正をはかるとともに, 機構, なかんとく勘定所機構を改正するとともに, 『公事方御定書』を編纂して, 新しい社会に対応する法を定めるなど, 法と機構による封建的官僚政治体制をあみだし, またみずから率先した思い切った儉約政策と年貢増徴策によって, 幕初以来最悪の状況にあった幕府財政を立て直した. また元禄年間人口約百万といわれる巨大都市になっていた江戸の抱えていた数多い都市問題を, 江戸町奉行大岡越前守忠相を指揮してつぎつぎと解決していった. これを総称して享保の改革という. (大石慎三郎)」

(註.2-9-3)【武士道】北影雄幸著『武士道 十冊の名著』(勉誠出版, 2012) P191:「『葉隠 (はがくれ)』の『武士道と云ふは, 死ぬ事と見付けたり』と同時に, 大道寺友山著『武道初心集』でもっとも人口に膾炙 (かいしゃ)

したのは、本書冒頭に置かれた次の一文です。『武士たらんものは正月元旦の朝、雑煮の餅を祝ふとて箸を取り初（そ）むるより、其の年の大晦日（おおみそか）の夕（ゆうべ）に至るまで、日々夜々死を常に心にあつる（死を心に覚悟する）を以て本意の第一とは仕るにて候。』」ここで大切なのは、「死を常に心にあつる」ということで、「時に」ではなく「常に」ということが大切なのです。」

(註.2-9-4) 【武士道精神】 笠谷和比古著『武士道』（NTT 出版, 2014）P139 : 「武士道はもとより武士の社会の中で生み出されたことには違いはないが、それは次第に武士の社会を超えて一般庶民の間にも広まりを見せている。武士道というのは、日本の中の一握りの武士階層の問題にすぎず、一般の庶民には関係ない話であるなどと批判する向きもあるが、それは事実誤認だということである。武士道が一般庶民の間にも普及していたことは、（中略）『古今武士絵づくし』といった一般庶民向け絵本の存在によって確認できる。（中略）そしてこの言葉はさらに徳川時代の庶民文化の代表である草双紙や歌舞伎・浄瑠璃の世界でも盛んに用いられていた。」

(註.2-9-5) 【心学】『石門心学の開祖 石田梅岩』（石田梅岩先生顕彰会, 1999）P1 : 「石門心学とは『石田梅岩（1685～1744）が始めた人間性の本性を追及する学問、つまり人が生きていく上で必要な心のあり方を問ひ、それを心の修行として実践する学問』といえます。梅岩は独学による研鑽の積み重ねで、自己の心が天地自然と一体であり、この心が正直で素直であると確信し、それを人生の中でありのままに生かすことで、貪欲さや邪心をおさえることができると考えました。その具体的な実践論が心学として説かれています。そのキーワードになるのが「正直」「勤勉」「儉約」「質素」などで、梅岩はこうした心の修行で人それぞれが本分を尽くせば、自己の平安、家族の幸福、社会の安定に大きく貢献できるとしたのです。梅岩自身、長年にわたり商人として生活してきた体験から、商家において、正道の商法、儉約、質素の精神こそが繁盛の条件とし、商家が栄えれば社会の繁栄にも通じ、そこに商人の社会的存在価値があると主張しました。当時は士農工商の身分制度が厳然としてありましたが、特に低い身分に置かれてい

た商人にとって、梅岩の教えは商人の役割を自覚させ、大きな共感をもって受け入れられたのです。」

(註.2-9-6)【朱子学(しゅしがく)】岩波『広辞苑(第五版)』:「南宋の朱熹が、北宋以来の理気世界観に基づいて大成した儒学の大家。宇宙を存在としての気と、存在根拠・法則としての理と、二元論的にとらえ、人間においては前者が気質の性、後者が本然の性に理がそなわるとして、性即理の命題をうち立て、この理の自己実現を課題とした。(略)日本の藤原惺窩・林羅山・木下順庵・室鳩巢・山崎闇斎・柴野栗山・尾藤二洲らを朱子学派と呼ぶ。」

【陽明学(ようめいがく)】岩波『広辞苑(第五版)』:「明の王陽明が唱えた儒学。初め朱子学の性即理説に対して心即理説、後に致良知、晩年には無善無悪説を唱えた。朱子学が明代に形骸化したのを批判しつつ、明代の社会的現実に即応する理を打ち立てようとして興り、やがて教典の権威の相対化、欲望肯定的な理の策定などの新思潮が生まれた。日本では、中江藤樹・熊沢蕃山・三輪執斎・佐藤一斎・大塩中斎・佐久間象山・高井鴻山らに受け入れられている。」

(註.2-9-7)【国学】中澤伸弘著『やさしく読む 国学』(戎光祥出版, 2006) P12 「『江戸時代の国学』は、簡単に言ってしまうと『江戸時代に興った学問で、わが国の古典によって、仏教、儒教が伝来する以前のわが国民の国民性や文化を見出した学問』といえます。しかし、これですべてを言い表したとは言えません。(中略)江戸時代初期から明治にかけて展開していくうちに、実に幅広く豊かな学問に成長していきました。(中略)国学を大成したと言われる本居宣長は、国学の入門書である『うひ山ふみ』の中で、この学問を「神学」「有職の学」「記録」「歌学」の四つに分けています。(中略)一言で「国学」と言い表わされる学問は、このように広い範囲を含みます。今日言うところの歴史、文学、文法、語彙、考証、法律、思想など、実に広い土台がある「学際的」な学問でした。すべてをやりこなす国学者もいましたが、全員がそういうわけでもなく、ある人は歌文、ある人は神学と有職というように得手・不得手があったのも事実です。いずれにしろ「日

本の古典」を根拠にすることだけは共通しています。」

(註.2-9-8)【大日本史(だいにほんし)】『國史大辞典』:「水戸藩主徳川家が編纂し、明治維新以降は同家が事業を継続して完成した漢文の歴史書。神武から天皇から後小松天皇に至る時代を対象として中国の正史の体裁である紀伝体に従って叙述。(略)(鈴木暎一)」

【日本外史(にほんがいにし)】『國史大辞典』:「源平二氏から徳川氏に至る武家の歴史書。漢文体。頼山陽著。22巻。文政10年(1827)には脱稿、しばらく写本で世に行われていたが、著者没後の天保7(1836)、8年ころ、はじめて出版された。(略)(頼 惟勤)」

(註.2-9-9) 広瀬 豊著『吉田松陰の士規七則』(国書刊行会, 2013) P1「幕末の英傑吉田松陰(1830~1859)は死に臨んで、神仏に救い(安心)を求めず、自らの信念を貫き、強靱な意志のもとに、見事なまでの死を全うした、松陰30歳の若すぎる死は、まさに武士道の極地である。」『同書』(P22)二則目「一つ、凡そ、皇国に生まれては、よろしくわが宇内に尊きゆえんを知るべし。けだし皇朝は万葉一統にして、邦国の士大夫、世々に禄位を襲ぐ。人君は民を養いて、祖業を続きたまい、臣民は君に忠して父志を継ぐ。君臣一体、忠孝一致なるは、ただ、吾が国を然りとなす。」

(註.2-10-1)【五箇条の誓文(ごかじょうのせいもん)】『國史大辞典』:「明治政府発足当初の声明。(慶応4年)明治元年(1868)3月14日、京都御所の紫宸殿において公布されたもので、内容が五カ条からなり、天皇が神々にこれを制約する形をとったので、五カ条の誓文(御誓文)という。(略)

「一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」「一、上下心ヲ一ツニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ」「一、官武一途庶民ニ至ル迄志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦ザラシメン事ヲ要ス」「一、旧来ノ陋習(ろうしゅう)ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」「一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」(略)(大久保利謙)」

(註.2-10-2)【神宮行幸】明治天皇陛下は四回にわたって伊勢に行幸された。

「明治2年(1869)3月12日\_\_外宮・内宮\_\_御参拝(東幸最後の際)」

「明治5年(1872)5月26日\_\_外宮・内宮\_\_御参拝(大阪ならびに中国四

国筋御巡幸の際)」

「明治13年(1880)7月08日\_\_外宮・内宮\_\_御参拝(山梨県・三重県・京都府御巡幸の際)」

「明治38年(1905)11月16日外宮,17日内宮\_\_御参拝(日露平和克服御奉告)」

打越孝明著・明治神宮監修『明治天皇のご生涯』(新人物往来社,2012)P56:「明治2年3月,天皇は京都を出発し,東京再幸の途につかれました.伊勢の神宮では,再幸の安泰を念じて祈祷が捧げられました.3月10日(新暦4月23日),明治天皇は歴代天皇として初めて神宮をご親拝になりました.前例がないため,儀式の次第は新たに定められています.黄櫨染御袍をお召しになった天皇は,午前には豊受大神宮,午後には宇治橋を渡って皇大神宮にご親拝され,玉串を奉りて王政復古を奉告するとともに,皇祖天照大御神に国運の発展を祈願されました.なお,明治2年9月,伊勢の神宮では第55回の式年遷宮が行われました.」

(註.2-10-3)【和魂洋才】岩波『広辞苑(第五版)』:「(明治以降『和魂漢才』をもじってできた語)日本固有の精神と西洋の学問.日本固有の精神を以て西洋の学問・知識を学びとること.」『國史大辞典』:「(略)もとは『東洋の道德,西洋の芸(科学・技術という意味での芸術の略)』という佐久間象山の用語にその思想の源流がある.(略)(家永三郎)」

(註.2-10-4)【学制】『國史大辞典』:「わが国の近代学校制度に関する最初の基本法令.明治5年(1872)8月に発布され,その後条文の改正および追加が行われた.この「学制」によって,全国に小学校が設立され,またその他の近代学校はその後成立し発展したのである.(略)(仲新)」

(註.2-10-5)【軍人勅諭(ぐんじんちよくゆ)】三省堂『大辞林』:「明治15年(1882),天皇が軍人に与えた訓戒の勅諭.『陸海軍人に下し賜はりたる勅諭』という.忠節・礼儀・武勇・信義・質素を説き,軍人の天皇への忠誠を求めた.軍人の精神教育の基礎.」「我国の軍隊は,世々天皇の統率し給ふ所にぞある.昔神武天皇躬(み)づから大伴物部(おおとももの)の兵(つわもの)どもを率ゐ,中国(なかつくに)のまつろはぬものども

を討ち平げ給ひ、高御座（たかみくら）に即（つ）かせられて、天下（あめのした）しろしめし給ひしより、二千五百余年を経ぬ。（中略）

一 軍人は忠節を尽すを本分とすべし。 一 軍人は礼儀を正しくすべし。 一 軍人は武勇を尚（とうと）ぶべし。 一 軍人は信義を重んずべし。 一 軍人は質素を旨とすべし。（各項の詳述を略す）」

（註.2-10-6）【皇学館大学】『國史大辞典』：「わが国の道義・文学の研究と教育ならびに普及を目的として設立された専門学校。三重県伊勢市にあった。明治15年（1882）4月、神宮祭主久邇宮朝彦親王の令旨により、神宮神官の子弟に皇学を研修させるために、度会郡宇治今在家町の林崎文庫内に創設されたが、同20年校舎を宇治浦田町に新築移転して、広く学生を一般に募ることとなった。（略）（小島鉦作）」

（註.2-10-7）【教育勅語（きょういくちよくご）】全国神社総代会『教育勅語の心を今に』：「教育勅語は明治23年（1890）10月30日に渙発されました。（略）当時使用されていた教科書は、諸外国の翻訳版を使用していたため、昔からの馴染のある考え方とは食い違ふところもあり、道徳観、価値観の相違により、少なからず混乱が生じてきました。こうした状況の中で、日本固有の歴史と伝統を踏まえた教育の方針を定めようとする要望が澎湃（ほうはい）と高まります。（略）そこで、かねてより教育問題に大御心を傾けておられた明治天皇の深い思し召しに即して、文部省は国民誰もが簡単に読むことができる天皇さまからのお言葉、いわゆる教育勅語の草案作成へと乗り出すのです。」

（註.2-10-8）【大日本帝国憲法】三省堂『大辞林』：「明治22年（1899）2月11日、明治天皇によって制定・公布された欽定憲法。1890年11月29日施行。7章76条から成り、天皇の大権、臣民の権利・義務、帝国議会の組織、輔弼（ほひつ）機関、司法、会計などに関して規定する。天皇主権・統帥権の独立などを特色とする。昭和22年（1947）5月2日まで存続。帝国憲法。明治憲法。旧憲法。」

「告文（こうぶん） 皇朕（わ）レ謹（つつし）ミ畏（かしこ）ミ 皇祖（こうそ）皇宗（こうそう）ノ神靈（しんれい）ニ誥（つ）ケ白（まう）

サク 皇朕（わ）レ天壤無窮（てんじょうむきゅう）ノ宏謨（こうぼ）ニ  
循（したが）ヒ惟神（ただかみ）ノ宝祚（ほうそ）ヲ承継（しょうけい）  
シ旧図（きょうと）ヲ保持（ほじ）シテ敢（あへ）テ失墜（しつつい）ス  
ルコト無（な）シ（略） 皇朕（わ）レ仰（あおぎ）テ 皇祖（こうそ）  
皇宗（こうそう）及（および）皇考（こうこう）ノ神祐（しんゆう）ヲ禱  
（いの）リ 併（あわ）セテ朕カ現在及将来ニ臣民（しんみん）ニ率先（そっ  
せん）シ 此（こ）ノ憲章（けんしょう）ヲ履行（りこう）シテ愆（あや  
ま）ラサラムコトヲ誓（ちか）フ 庶幾（ねがわ）クハ 神靈（しんれい）  
此（こ）レヲ鑒（かながみ）ミタマヘ」]

(註.2-10-9)【御製（ぎょせい）】打越孝明著・明治神宮監修『明治天皇のご生涯』（新人物往来社，2012）P140：「明治天皇は、そのご生涯において約10万首（93,032首）の御製（ぎょせい）をお詠みになりました。御生涯を通じて毎日4首以上を読み続けないと、この総数にはなりません。」

よもの海みなはらかたと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

(註.2-11-1)【終戦の詔勅】（＝玉音放送）世界大百科事典：「昭和20年（1945）8月15日正午、天皇みずからが大東亜戦争の終結を国民に告げるために、円盤録音によって行った終戦詔書のラジオ放送。」

(註.2-11-2)【真相はかうだ】櫻井よしこ著『GHQ作成の情報操作書「真相箱」の呪縛を解く』（小学館文庫，2002）裏表紙：「これは、「真相か」それとも「洗脳か」！？敗戦直後、GHQは占領政策の一環として「太平洋戦争の真相を日本国民に知らせる」ためのラジオ番組を作った。それは「真相はかうだ」「真相箱」「質問箱」と名称を変えながら、三年にわたりお茶の間に日本の犯罪を告発し続けた。真実の中に虚偽を巧妙に散りばめ“帝国主義の悪が民主主義の正義に屈した”との観念を植え付けるGHQの思惑は成功し、いつしか日本人の歴史観や戦争観を規定した。（略）」

(註.2-11-3)【東京裁判】田中正明著『パール判事の日本無罪論』（小学館文庫，2001）P9：序にかえて——パール判決の生まれるまで——「極東国際軍事裁判（俗称・東京裁判）で、戦勝国十一人の判事のうちの一人インド代

表判事ラダ・ピノート・パール博士は、この裁判は勝者が敗者を一方的に裁いた国際法にも違反する非法・不法の復讐のプロパガンダに過ぎないとして、被告全員の無罪を判決した。(略) この裁判を演出し指揮したマッカーサーは、裁判が終わって一年半後、ウェーター島でトルーマン大統領に「この裁判は間違いだった」と告白し、さらに三年後の五月三日、アメリカに戻って上院軍事外交委員会の席上で、「日本があゝの戦争に飛び込んでいった動機は、安全保障の必要に迫られたためで、侵略ではなかった」と言明したのである。」(P17)「パール判決文」より「復讐の欲望を満たすために、たんに法律的手続きを踏んだにすぎないというようなやり方は、国際正義の観念とはおよそ縁遠い。こんな儀式化された復讐は、瞬時の満足感を得るだけのものであって、究極的には後悔をとまなうことは必然である。」

【日本国憲法】百地章著『憲法と日本の再生』(成文堂, 2009) P4:「ところで『憲法』は、コンスティテューションの訳語であるが、本来は、それぞれの国の独自の歴史や伝統を踏まえた国の姿、かたち、言い換えれば「国柄(くにがら)」を意味する。ところがGHQ(連合軍総司令部)の草案のもとにつくられた現行憲法の前文には、日本らしさはどこにも見られない。それゆえ、憲法改正、とりわけ新憲法の制定を考える際には、まず憲法の本来の意味である「国柄(くにがら)」という問題に立ち返り、わが国の個性や独自性を明らかにする必要がある。(略)」

【神道指令】『大辞林』第3版:「昭和20年(1945)12月15日、GHQが日本政府に対して発した覚書『国家神道・神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督ならびに弘布の廃止に関する件』の通称。この結果、神社は在来の国家的性格を改めて宗教法人として発足することとなった。」

【教育基本法(旧)】昭和22年3月31日「朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た教育基本法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。前文 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想を実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われら

は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。第一条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主精神に充ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われなければならない。第二条（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造に貢献するように努めなければならない。」

【その国の君主の宗教には口を出すべきではない】 渡部昇一著 WILL 平成19年（2007）1月号

「1648年に作られたウエストファリア条約は世界の三大条約の一番古いものです。この条約の非常に重要な方針は、その国の君主の宗教は国民の宗教であって、お互いに他国の宗教には口を出さない、ということです。この条約は戦後も守られています。北アイルランドIRAがずっとテロを行ってきてサッチャー元首相も危ない目に遭いましたが、それでも彼女はテロを批判してもカトリックを批判しません。ブッシュ大統領もイラクに民主主義をつくらんと言っていて、内政干渉していますが、イスラム教は批判しない。しかし、マッカーサーの頃は、アメリカにウエストファリア条約の精神が浸透しておらず、日本に対して「神道指令」を出しています。これはあってはならないことです。今、アメリカは「イスラム指令」など出さない。（略）」

【臣籍降下】 竹田恒泰著『語られなくなった 皇族たちの真実』（小学館文庫、2011）P227：「総司令部は、皇室改革を占領政策の重要な柱として考えていた。天皇を含む皇室全体を廃止するか否かについては、総司令部だけでなく米国本国を巻き込んで大きな議論を巻き起こした。しかしマッカー

サー元帥の強い希望があり、最終的には総司令部の手によって天皇と皇室を廃止することはなかった。総司令部はその一方で、皇室から多くの特権を取り上げ、皇室が政治に関与することができない体制をつくり、さらには皇室の規模を縮小させるといった皇室改革に着手した。(略)』

【マッカーサーの証言】『渡部昇一、靖国を語る ～日本が日本であるためのカギ～』(PHP, 2014) P46:『1951年5月3日、米上院軍事外交合同委員会でのマッカーサーの証言:日本は絹産業以外には固有の産業はほとんどない。(中略)綿がない、羊毛がない、石油の産出がない、錫がない、ゴムがない、その他実に多くの原料が欠如している。もしこれらの原料の供給を断ち切られたら、一千万から一千五百万の失業者が発生することを彼ら(日本)は恐れていました。したがって、彼らが戦争に飛び込んでいった動機は、大部分が安全保障の必要に迫られてのことだった。(小堀桂一郎氏訳)』

(註.2-11-4)【昭和天皇とマッカーサーとの会談(昭和20年(1945)9月27日)】木下道雄著『新編 宮中見聞録』(日本教文社, 2002) P107～より:読売新聞・昭和30年9月14日朝刊より「天皇陛下讃えるマ元帥 重光 葵:(マック)私は陛下に御出会いして以来、戦後の日本の幸福に最も貢献した人は天皇陛下なりと断言するに憚らないのである。(中略)どんな態度で、陛下が私に会われるかと好奇心を持って御出会いました。しかるに実に驚きました。陛下は、まず戦争責任の問題を自ら持ち出され、つぎのようにおっしゃいました。これには実にびっくりさせられました。すなわち、『私は、日本の戦争遂行に伴ういかなることに、また事件にも全責任をとりまします。また私は、日本の名においてなされた、すべての軍事指揮官、軍人および政治家の行為に対しても直接に責任を負います。自分自身の運命について貴下の判断が如何様のものであろうとも、それは私に問題ではない。構わずに総ての事を進めていただきたい。私は全責任を負います。』これが陛下のお言葉でした。私は、これを聞いて、興奮の余り、陛下にキスしようとした位です。もし国の罪をあがなうことが出来れば進んで絞首台に上ることを申出るといふ、この日本の元首に対する占領軍の司令官と

しての私の尊敬の念は、その後ますます高まるばかりでした。陛下は御自身に対して、いまだかつて恩恵を私に要請した事はありませんでした。とともに決して、その尊厳を傷つけた行為に出たこともありませんでした。どうか日本にお帰りの上は、自分の温かい御あいさつと親しみの情を陛下に御伝え下さい。その際自分の心からなる尊敬の念をも同時にささげて下さい。」(重光)「それでは必ず御受合い申し上げます。(昭和30年8月ニューヨークにて)」

(註.2-11-5)【新年ニ当リ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス国民ハ朕ト心ヲ一ニシテ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ】昭和21年(1946)正月元日「(略)朕ト爾等国民トノ紐帯(ちゅうたい)ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ、天皇ヲ以テ現御神(あきつみかみ)トシ、且(カツ)日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延(ひい)テハ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ(略).」

(註.2-11-6)【昭和天皇全国御巡幸】国際派日本人養成講座 HP より「『ヒロヒトのおかげで父親や夫が殺されたんだからね、旅先で石のひとつでも投げられりゃいいんだ。(略)』昭和21年2月、昭和天皇が全国御巡幸を始められた時、占領軍総司令部の高官たちの間では、こんな会話が交わされた。しかし、その結果は高官たちの期待を裏切るものだった。昭和天皇は、沖縄以外の全国を約8年半かけて回られた。行程は3万3千キロ、総日数165日。各地で数万の群集にもみくちゃにされたが、石ひとつ投げられたことはなかった。(略)大日本帝国が崩壊して、初めて国民は間近に天皇を拝する機会を得た。驚くべき事に、それは人々と共に悲しみ、涙を流す天皇であった。一人ひとりが孤独に抱えていた苦しみ、悲しみに、天皇が涙を流された時、人々は国民同胞全体が自分たちの悲しみ、苦しみを分かち合ってくれたと感じ、そこからともに頑張ろう、という気持ちが芽生えていった。戦後のめざましい復興のエネルギーはここから生まれた。」

- (註.2-12-1) 【サンフランシスコ講和条約】『國史大辞典』:「太平洋戦争開始以来の戦争状態を終結させるために、日本政府が英米をはじめとする四十八ヶ国と締結した講話条約。(略)(五十嵐武士)」
- (註.2-12-2) 【自虐史観】竹田恒泰著『日本人はなぜ日本のことを知らないのか』(PHP新書, 2011, P28)「日本は連合軍から占領を受けて以来、日本に誇りを持つような教育が禁止され、今に至る。その結果、現存する最古の国の建国は、子供たちに教えないようにしているのではないだろうか。考古学で歴史を語り始める手法は、建国の経緯を語らずに済む方法だったはずだ。それでいて、科学的根拠に基づいて合理的に歴史を説明している印象を持たせるものであり、うっかりするとこの巧妙な仕組みに気付くにくい。日本の中学の歴史教科書は、戦後体制の産物であり、その背景には、GHQの実行した「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム(War Guilt Information Program)」によって植えつけられた敗戦コンプレックスがある。日本人が日本に誇りを持つことは、固く禁止されてきたのである。」
- (註.2-12-3) 【国民体育大会】(岩波『広辞苑』)「文部省・日本体育協会の共催で毎年行われている総合スポーツ大会。冬季・夏季・秋季の三大会があり、全国都道府県から選手が参加し、三大会の総合得点で天皇杯を争う。1946年第1回大会開催。略称、国体。」本来の「国体」という言葉の意味「国家の対面。国の体制。主権または統治権の所在により区別した国家体制。」が大きくすり替えられたことにもなる。
- (註.2-12-4) 【東京オリンピック大会】(三省堂『大辞林』)「昭和39年(1964)10月に東京で開催された第18回夏季オリンピック大会。日本武道館や国立競技場などはこの時に建設された。開会式が行われた10月10日は、昭和41年(1966)に「体育の日」として国民の祝日に制定された。」
- (註.2-12-5) 【嘉納治五郎(かのう じごろう)】生誕150周年記念出版委員会編『気概と行動の教育者 嘉納治五郎』(筑波大学出版会, 2011) P202:「日本がオリンピックムーブメントに関わるようになったのは、嘉納治五郎が1909年(明治42年)にIOC委員に日本人として初めて就任してからであ

る。(略) 嘉納はオリンピックを受け入れた理由として、「古代オリンピックがギリシャ民族の精神性を築いたように、世界各国民の思想感情を融和し、世界の文明と平和を助くる」「勝敗を超越して、相互に交流を深めて、相互の信頼を深める」などと述べている。(略) 1940年(昭和15年)が日本紀元二千六百年にあたるため、国家的な祝典としてオリンピックを開催したいので、1940年に限り、ローマ市の立候補を取り下げてほしいと懇請(略)、ムッソリーニは日本の大義を理解し、日本国民のために譲歩すると述べ(略) 東京でのオリンピック開催が決定した。」

(註.2-12-6)【武道館】日本武道館 HP より:「日本武道館創建の目的は、我が国伝統の武道を、国民とくに青少年の間に普及奨励し、武道による心身の錬磨を通じて健全な育成を図り、民族の発展に寄与するとともに、広く世界の平和と福祉に貢献することにあります。(略) この日本武道館は、武道を愛好する国会議員各位の熱意と、政府、財界並びに国民の総意による力強い支援によって創建されました。(略) 昭和39年(1964)10月3日、開館式の後、天皇皇后両陛下をお迎えして「演武始めの儀」が弓道、相撲、剣道、柔道の順で行われました。第18回オリンピック東京大会では、初めて正式競技に採用された日本の国技・柔道の競技会場として、世界各国からの選手と観衆を集め、世紀の熱戦が連日展開されました。また、我が国伝統の武道である剣道、弓道、相撲がデモンストレーションとして各国武道関係者の前で披露されました。以来、日本武道館は、設立の趣旨に沿い、青少年武道錬成大会や武道指導者講習会など、種々の武道振興普及事業を行っています。また建物は、青少年の心身錬磨の大道場として各種武道大会に使用される一方、公益的な使命をもつ国家的な諸行事にも広く活用されています。」

(註.2-12-7)【日本万国博覧会】(独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 HP より):「日本万国博覧会は、77か国の参加のもと、6,400万人を超える入場者により、好評のうちにその幕を閉じました。テーマ「人類の進歩と調和」(略) 日本が国際博覧会条約に加盟したのは昭和40年2月、同年9月には万国博覧会の開催が正式に日本で行うこととなりました。(略) 昭和45年3

月14日午前11時、前夜の春雪に薄化粧された会場で華やかに開幕しました。この日、式典に出席した内外の貴賓、招待者は8,000人。開会式の感動は宇宙テレビ中継で全世界に届けられ、「進歩と調和」への願いが、世界の子どもたちのかわいい輪によって世界中へ広がっていきました。」

(註.2-12-8)【国際博覧会】その後日本で開催された「国際博覧会」は以下のとおり。昭和50年(1975)沖縄国際海洋博覧会(沖縄海洋博)、昭和60年(1985)国際科学博覧会(つくば博)。平成2年(1990)国際花と緑の博覧会(花の万博)、平成17年(2005)日本国際博覧会(愛・地球博)。

(註.2-12-9)【地方博覧会】『日本大百科全書(ニッポニカ)』:(地方博ブームと残された課題)(略)1987年(昭和62)に開催された「未来の東北博覧会」(仙台)や、翌年に開かれた「なら・シルクロード博」(奈良)、「世界・食の祭典」(北海道)、「ぎふ中部未来博覧会」(岐阜)など、次いで89年(平成1)に開催された「横浜博覧会」,「世界デザイン博覧会」(愛知)、「アジア太平洋博覧会」(福岡)の三大博、さらに「海と島の博覧会」(広島)など、この時期の地方博は28か所、入場者は4,000万人に上った。90年に入っても「長崎旅博覧会」,「食と緑の博覧会」(岡山、宮崎、千葉)などが開かれ、最後を飾って「国際花と緑の博覧会」(大阪)が開催された。しかし、バブル景気の崩壊とともに開催がむずかしくなり、1994年には世界都市博「東京フロンティア」が中止され、地方博ブームは一挙に終息した。[間仁田幸雄]

(註.2-12-10)【国民文化祭】『文化庁』HPより:「(略)全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとされた祭典です。(略)平成28年度は、「愛故知新」～伝統を「愛いつく」しみ、新しきを「知」り、文化は動く～をテーマに「第31回国民文化祭・あいち2016」が愛知県において開催されます。また、平成29年度には奈良県、平成30年度には大分県において開催されます。」

なお、第1回は、1986年に、当時の文化庁長官の三浦朱門の提唱で東京

大会から開始された。

(註.2-12-11)【ユネスコ世界遺産】『公益財団法人 日本スネスコ協会連盟』HP:「世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物です。現在を生きる世界中の人びとが過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産です。(略)2014年12月現在、世界遺産は1007件(文化遺産779件、自然遺産197件、複合遺産31件)、条約締約国は191カ国です。」日本の世界遺産は、(平成27年(2015)末現在で)文化遺産15件、自然遺産4件、複合遺産0件。

(註.2-13-1)【文化庁】ブリタニカ国際大百科事典:「『文化の振興、普及および文化財の保存、活用をはかるとともに、宗教に関する行政事務を行なうこと』を任務とする国の行政機関。国家行政組織法および文部科学省設置法に基づき、文部科学省の外局として設置されている。」

(註.2-13-2)【文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－(第4次基本方針)】文化庁HPより(平成27年5月22日・閣議決定):「我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛んに行われてきた。こうした日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきものであり、これを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を、更に強化していく必要がある。また、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているなか、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

他方で、人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コ

コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。また、昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況などからも、地域の文化芸術を支える基盤の脆（ぜい）弱化に対する危機感が広がっている。文化芸術が生み出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげることも、求められている。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「2020年東京大会」という。）は、我が国の文化財や伝統等の価値を世界へ発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会である。

本基本方針は、文化芸術資源で未来をつくり、以下のような「文化芸術立国」の姿を創出していくための国家戦略となることを目指す。」

(注. 2-13-3) 【我が国が目指す「文化芸術立国」の姿】

『文化庁』HP「文化芸術資源で未来をつくり「文化芸術立国」へ」より

- (1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

(註.2-13-4) 【(新)教育基本法】(平成18年(2006)12月22日 法律第百二十号) :

「前文 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。(教育の目的)第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。(教育の目標)第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」

(註.2-13-5) 【世界が驚嘆する日本の秩序、連帯、根気強さ。】

(CNN テレビ12日夜。米国のスタジオにいるキャスターのウルフ・ブリッツァー記者の質問に、宮城県・仙台地区にいるキュン・ラー記者から

の報告「日本の被災地の住民たちは冷静で、自助努力と他者との調和を保ちながら、礼儀さえも守っています。共に助け合っていくという共同体の意識でしょうか。調和を大切に日本社会の特徴でしょうか。そんな傾向が目立ちます。(略) 略奪のような行為は驚くほど皆無なのです。みんなが正直さや誠実さに駆られて機能しているという様子なのです。」

(CNN テレビ・英国「エコノミスト」誌ケネス・カーキー記者のレポート)「日本の被災者の間では社会的調和の保持が目立ちました。みんなが助け合い、個人では違法な行動を決して取らないという暗黙の文化的合意と言えるでしょう。」

(米国『ウォールストリートジャーナル』紙12日付東京発の記事)「東京市民はストイックな冷静さを保っていた。」「略奪など決して起こさない」、同紙社説「日本の国民が最大級の地震に立派に耐えたことは素晴らしい」「この地震で自国を守った日本のパワーは、近代国家の業績として見落としてはならない。」など。

<http://recollectionssummer.blog72.fc2.com/blog-entry-206.html>

(註.2-13-6)【今上天皇のお言葉】平成22年3月16日

「この度の東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という例を見ない規模の巨大地震であり、被災地の悲惨な状況に深く心を痛めています。地震や津波による死者の数は日を追って増加し、犠牲者が何人になるのかも分かりません。一人でも多くの人の無事が確認されることを願っています。また、現在、原子力発電所の状況が予断を許さぬものであることを深く案じ、関係者の尽力により事態の更なる悪化が回避されることを切に願っています。

現在、国を挙げての救援活動が進められていますが、厳しい寒さの中で、多くの人々が、食糧、飲料水、燃料などの不足により、極めて苦しい避難生活を余儀なくされています。その速やかな救済のために全力を挙げることにより、被災者の状況が少しでも好転し、人々の復興への希望につながっていくことを心から願わずにはられません。そして、何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これから

の日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています。

自衛隊，警察，消防，海上保安庁を始めとする国や地方自治体の人々，諸外国から救援のために来日した人々，国内のさまざまな救援組織に属する人々が，余震の続く危険な状況の中で，日夜救援活動を進めている努力に感謝し，その労を深くねぎらいたく思います。

今回，世界各国の元首から相次いでお見舞いの電報が届き，その多くに各国国民の気持ちが被災者とともにあるとの言葉が添えられていました。これを被災地の人々にお伝えします。

海外においては，この深い悲しみの中で，日本人が，取り乱すことなく助け合い，秩序ある対応を示していることに触れた論調も多いと聞いています。これからも皆が相携え，いたわり合って，この不幸な時期を乗り越えることを衷心より願っています。

被災者のこれからの苦難の日々を，私たち皆が，さまざまな形で少しでも多く分かち合っていくことが大切であろうと思います。被災した人々が決して希望を捨てることなく，身体（からだ）を大切に明日からの日々を生き抜いてくれるよう，また，国民一人ひとりが，被災した各地域の上でこれからも長く心を寄せ，被災者とともにそれぞれの地域の復興の道の手を見守り続けていくことを心より願っています。」

(註.2-13-7) 【内閣総理大臣談話 [閣議決定]】

終戦70年を迎えるにあたり，先の大戦への道り，戦後の歩み，20世紀という時代を，私たちは，心静かに振り返り，その歴史の教訓の中から，未来への知恵を学ばなければならないと考えます。

100年以上前の世界には，西洋諸国を中心とした国々の広大な植民地が，広がっていました。圧倒的な技術優位を背景に，植民地支配の波は，19世紀，アジアにも押し寄せました。その危機感が，日本にとって，近代化の原動力となったことは，間違いありません。アジアで最初に立憲政治を打ち立て，独立を守り抜きました。日露戦争は，植民地支配のもとにあった，多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました。(略)

私たちは，国際秩序への挑戦者となってしまった過去を，この胸に刻み

続けます。だからこそ、我が国は、自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいります。終戦80年、90年、さらには百年に向けて、そのような日本を、国民の皆様と共に創り上げていく。その決意であります。

平成27年 8月14日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(註.3-1-1)『我が国の文化政策（平成24年度）参考資料』『各国の主な文化政策について』（文化庁 HP, pdf ファイル P184～）：

・イギリスの文化政策：

「イギリスの芸術活動は王侯貴族の庇護と豊かな市民層により自律的で自主的な支援という二面性をもった歴史がある。それは現在も残っており、文化行政において芸術の自由と独立を保つための「アームズ・レングスの原則」と呼ばれる芸術が行政と一定の距離を保ち、援助を受けながらしかも表現の自由と独立性を維持する施策をとっている。文化を所管する国の機関は、文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) であり、文化の活動を通じてすべての国民に生活内容の質と向上の機会を与えることを目的としている。」

・フランスの文化政策：

「フランスでは、フランス革命以前の比較的早い時期から国家権力がパリに一極集中してきた。革命後も、比較的最近まで地域における独自性は政府に対する反乱的行動であるとさえ考えられていた。文化政策においては、特にパリの文化的地位が国際的に高いことから、文化機関・施設が集中し、国家予算の大部分がパリに投下される傾向にあった。さらに中央においては、国家予算をどのように使うかは文化省における決定に依存するなど、文化大臣に権力が集中しており、近年、地方分権の動きが進んでいるものの、依然として中央の果たす枠割は大きい。文化財の保護の歴史は、1830年頃の歴史的建造物監察総監が文化財管理の任にあたったことから始まる。」

・アメリカの文化政策

「アメリカでは、芸術活動は、ブロードウェイやポピュラーミュージック等のコマーシャルな活動を除くと、基本的には「非営利活動」として社会的に認められており、文化芸術団体は非営利法人として税制面等において優遇されている。芸術活動への支援については、個人、財団、企業など民間部門が主体となっており、行政は、文化芸術団体に免税の特権を与えるとともに、文化芸術団体への寄付分を所得税から控除することによって、民間の寄付を奨励するなどの形で支援している。芸術活動への助成は、連邦政府の独立行政機関である全米芸術基金（NEA）などが実施。」

(註.3-2-1) 【世界の人々が日本をどのように認識しているのか】波多野毅著『世界の偉人たちが贈る 日本賛辞の至言 32選』（ごま書房, 2008）:

・フランシスコ・ザビエル（1506～1552）宣教師（P22～）

「この国の人びとは今までに発見された国民のなかで最高であり、日本人より優れている人びとは、異教徒のあいだでは見つけられないでしょう。

彼らは親しみやすく、一般に善良で、悪意がありません。驚くほどの名誉心の強い人びとで、他の何よりも名誉を重んじます。大部分の人々は貧しいのですが、武士も、そうでない人びとも、貧しいことを不名誉だとは思っていません。」

・エドワード・シルヴェスター・モース（1838～1925）博物学者（P32～）

「外国人は日本に数ヶ月いた上で、徐々に次のようなことに気がつき始める。即ち彼は、日本人にすべてを教える気であったのであるが、驚くべきことには、また残念ながら、自分の国で人道の名に於いて道徳的教訓の重荷になっている善徳や品性を、日本人は生まれながらに持っているらしいことである。

衣服の簡素、家庭の整理、周囲の清潔、自然及びすべての自然物に対する愛、あっさりして魅力に富む芸術、挙動の礼儀正しさ、他人の感情に就いての思いやり・・・これ等は恵まれた階級の人々ばかりでなく、最も美しい人びとも持っている特質である。」

- ・レヴィ・ストロース（1908～2009）フランスの民族学者，ベルギー生まれ。両親はフランス国籍のユダヤ人。（P77）

「民族学者，文化人類学者として私が非常に素晴らしいと思うのは，日本が，最も近代的な面においても，最も遠い過去との絆を持続しつづけていることができるということです。

私たち（西欧人）も自分たちの根があることは知っているのですが，それを取り戻すのが大変難しいのです。もはや乗り越えることのできない溝があるのです。その溝を隔てて失った根を眺めているのです。だが，日本には，一種の連続性というか絆があり，それは，おそらく，永遠ではないとしても，今なお存続しているのです。」

（註.3-2-2）同書（p14）：

- ・アルバート・アインシュタイン（1879～1955）理論物理学者

「近代日本の発展ほど世界を驚かせたものはない。一系の天皇を戴っていることが，今日の日本をあらしめたのである。私はこのような尊い国が世界の一ヶ所くらいなくてはならないと考えていた。

世界の未来は進むだけ進み，その間，幾度か争いが繰り返されて，最後の戦いに疲れるときが来る。その時人類はまことの平和を求めて，世界的な盟主をあげなければならない。この世界の盟主なるものは，武力や金力ではなく，あらゆる国の歴史を抜きこえた，最も古くてまた尊い家柄でなくてはならぬ。世界の文化はアジアに始まって，アジアに帰る。それには，アジアの高峰，日本に立ち戻らねばならない。我々は神に感謝する。我々に日本という尊い国をつくっておいてくれたことを。」

（註.3-2-3）同書（P146・P151）：

- ・李登輝（りとうき）（1923～）元台湾総統。日本統治下の台湾に生まれる。旧制台北高校卒。京都帝国大学農学部入学。陸軍に志願入隊，二等兵から陸軍少尉に昇進。終戦後，台湾大学卒。アイオワ州立大学，コーネル大学に留学。

「私はね，二十二歳まで日本人だったんですよ，岩里政男という名前だね。私は日本人として，非常に正統な日本教育を受けた。後に中国の教育も受

け、アメリカにも学びましたが、私の人生に一番影響を与えたのは、この日本時代の教育だったんです。」「私は、このような『日本精神』、すなわち、『義』を重んじ、『誠』をもって、率先垂範、実践躬行するという『大和魂』の精髓がいまお脈々として『武士道精神』の中に生き残っていると信じ切っているからこそ、日本および、日本人を愛し、尊敬しているのです」「この『大和心』こそ、日本人が最も誇りに思うべき普遍的真理であり、人類社会がいま直面している危機的状況を乗り切っていくために、絶対に必要不可欠な精神的指針なのではないでしょうか。」